牧水の里景観計画

～ やまなみと清流にいぶく牧水の里 ～

平成２３年９月

牧水の里景観まちづくり協議会

◎日　向　市

はじめに

日向市は、良好な景観づくりを進めていくため、平成１８年１０月に景観行政団体へ移行し、日向らしい景観づくりに向けて、市民、事業者及び行政の協働による取り組みを進めているところです。

東郷町坪谷・仲深地区は、歌人若山牧水の生誕の地として知られ、尾鈴連山の緑豊かな自然を有し、坪谷神楽や坪谷臼太鼓などの伝統的文化が引き継がれている地域です。近年では牧水の里つつじ祭や牧水ウォークなどの地域活動が積極的に行われています。

本計画を活用して、この地に広がる自然豊かな景観を保全し、「緑・文化の景観拠点」として、市民の皆様や牧水の里を訪れる方々が日本の原風景を思い起こせるような心やすらぐ地域づくりを進めてまいりたいと考えています。

最後に、本計画の策定にあたり、熱心にご討議いただきました「牧水の里景観まちづくり協議会」の委員の皆様をはじめ、本計画に対して貴重なご意見をいただきました「日向市景観審議会」の委員の皆様に心より感謝申し上げます。

平成２３年９月　日向市長　黒木　健二

私たちは、平成２２年１月に「牧水の里景観まちづくり協議会」を立上げ、牧水の里の特徴である雄大な山並み、清流のせせらぎ及び日本の故郷を思い出させる田園風景を後世に残すため、「牧水の里景観計画」を検討してきました。

景観づくりは私たちの日常生活の積み重ねであることから、その中で常に「学ぶ・守る・育てる・直す・創る」を意識しながら、創意工夫をしていくことが求められます。また、景観づくりに留まらず、様々な地域活動と連携していくことも必要になります。

本計画では、「やまなみと清流にいぶく牧水の里」を将来像に掲げ、私たち地域住民と行政との協働による景観づくりに取り組むことにしており、景観づくりが地域づくりに繋がることを期待しています。

最後に、本計画の検討にあたり、様々なご指導・ご助言をいただいた関係者の皆様、アンケート調査などで貴重なご意見やご提言をいただいた多くの皆様に厚くお礼申し上げます。

平成２３年９月　牧水の里景観まちづくり協議会

牧水の里景観計画
～ やまなみと清流にいぶく牧水の里 ～

【 目 次 】

第１章　牧水の里景観計画の目的と構成
１．景観計画の目的．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．1-1
２．景観計画策定の流れ．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．1-2
３．景観計画の構成．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．1-3

第２章　牧水の里の景観特性と課題
１．牧水の里の景観特性．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．2-1
２．牧水の里の景観づくりの課題．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．2-6

第３章　景観計画区域
１．景観計画区域（景観法第８条第２項第１号に関する事項）．．．．．．．．．3-1

第４章　景観づくりの将来像と基本方針
１．牧水の里が目指す景観づくりの将来像．．．．．．．．．．．．．．．．4-1
２．景観づくりの基本方針（景観法第８条第２項第２号に関する事項）．．．．4-2

第５章　牧水の里らしい景観づくりに向けた取り組み方策
１．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項
（景観法第８条第２項第３号に関する事項）．．．．．．．．．．．．．．．5-1
２．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針
（景観法第８条第２項第４号に関する事項）．．．．．．．．．．．．．．．5-7
３．その他の事項．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．5-8

第６章　景観づくりの推進に向けて
１．継続的な景観づくりに向けた体制の構築．．．．．．．．．．．．．．．6-1
２．身近なところからはじめる景観づくりの推進．．．．．．．．．．．．．6-3
３．他の計画等との連結について．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．6-4
４．景観計画の進行管理．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．6-5

参考資料
参考１　牧水の里景観計画の策定に係るアンケート調査の結果．．．．．．参考 1-1
参考２　牧水の里景観まちづくり協議会　名簿．．．．．．．．．．．．．．参考 2-1
参考３　牧水の里景観まちづくり協議会　開催経緯．．．．．．．．．．．．参考 3-1
参考４　牧水の里景観づくりかわら版．．．．．．．．．．．．．．．．．．参考 4-1
参考５　諮問書．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．参考 5-1
参考６　答申書．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．．参考 6-1

おわりに

第１章　牧水の里景観計画の目的と構成

１ 景観計画の目的

日向市は、「景観法」に基づく様々な景観づくりの仕組みを活用し、日向らしい景観づくりを進めていくため、平成 18 年 10 月に「景観行政団体」となりました。また、平成 20 年 2 月に景観づくりの基本的な方針となる「日向市景観条例」を制定するとともに、同年 4 月に「日向市景観基本計画」を策定しました。

景観基本計画では、本市の景観を特徴づけ、景観づくりを優先的に進める地区を「景観形成重点地区」に指定しており、その一つとして「牧水の里」があります。

牧水の里は、尾鈴連山の麓に位置し、緑豊かな山々に囲まれ、耳川の支流である坪谷川が流れ、川に沿って肥沃な農地が広がる自然豊かな地域です。また、国民的歌人「若山牧水」の生誕の地として知られ、坪谷川のほとりには生家が保存され、近隣には作品を展示する「若山牧水記念文学館」や「牧水公園」が整備されています。さらに、明治時代に筑後地方から伝えられた技術を用いて造られた野々崎橋や坪谷橋などの石橋や古い石垣、坪谷臼太鼓踊りや坪谷神楽などの伝統的な祭りなど、貴重な文化的資源が各地に点在しています。

牧水の里では、ここで生活を営んできた住民がこの地に愛着を持ち、住民が一体となって地域づくりに取り組んできた結果、この豊かな自然と貴重な文化的資源が今日まで受け継がれてきたのではないでしょうか。

私たちは、牧水の里として親しまれている自然や歴史・文化、この地で営まれる生活の風景をこれからも守り続けるとともに、景観資源を活かしたまちづくりを進めるため、「牧水の里景観計画」を策定しました。

【　用語解説　】

○景観法
⇒平成 16 年 6 月に制定された、我が国初めての景観についての総合的な法律です。景観行政団体が「景観計画」を策定することにより、良好な景観形成のための行為の制限をはじめ、法に基づく景観づくりの様々な取り組みを活用することができます。

○景観行政団体
⇒景観法に基づき、景観計画の策定など良好な景観づくりに向けて具体的な取り組みを行う団体で、景観行政を担う主体を指します。宮崎県では、本市を含めた 19 市町村と県が景観行政団体になっています。（平成 23 年 9 月 1 日現在。）

○日向市景観基本計画
⇒本市の景観づくりにおける将来像を明確にし、様々な施策を景観の観点から、総合的・体系的に展開していくための計画です。平成 20 年 4 月に策定しました。

○日向市景観条例
⇒市民と行政との協働により本市の景観を形成し、潤いと魅力ある豊かな郷土の実現を目指すため、景観法の施行その他景観の形成の推進に関する必要な事項を定めたものです。平成 20 年 2 月に制定しました。

○景観形成重点地区
⇒優先的に景観誘導を図る地区で、市の総合計画や緊急性、地域の景観意識の醸成などを勘案し、地形、物流、経済活動などの要素を踏まえ、５地区を指定しています。

2 景観計画策定の流れ

「牧水の里景観計画」の策定にあたり、本地域では、坪谷・仲深区の住民で構成する「牧水の里景観まちづくり協議会」を設置し、平成 21 年度から 2 ヵ年をかけ、景観計画の内容を検討してきました。

平成 21 年度

・平成 21 年度は、講師を招いての勉強会などを行い、協議会委員のの景観に対する関心の向上を図ってきました。

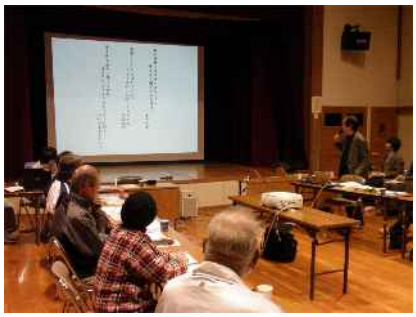

▲講師による講演の様子（第１回協議会）

平成 22 年度

・平成 22 年度は、地域の方々を交えた里歩きを行い、本地域の景観の状況を実際に歩いて確かめるとともに、景観計画の策定に本格的に着手し、景観づくりの将来像や景観づくりのルール、身近なところからはじめる景観づくりなどについて議論を重ねてきました。

▲里歩きの様子（第５回協議会）

▲景観計画検討の様子（第６回協議会）

・また、牧水の里の景観に対する地域の方々の意見を広くお伺いするため、本地域の全世帯を対象にした「景観計画策定に係るアンケート調査」を実施し、多くの方々から貴重なご意見をいただきました。

・さらに、パブリックコメントや地域住民を対象にした景観計画案の報告・意見交換会、景観審議会での審議を経て、この「牧水の里景観計画」を作り上げました。

▲計画案の報告・意見交換会の様子

▲景観審議会の様子

3 景観計画の構成

「景観法」では、景観計画で定めるべき内容が明記されています。

【景観計画で定める必要があるもの（景観法第 8 条第 2 項）】

（1）景観計画の区域（景観計画区域）
（2）景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
（3）良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項
（4）景観重要建造物又は景観重要樹木の指定の方針
（5）その他良好な景観の形成のために必要なもの　（必要に応じて定めることができる）

上記事項は、日向市（行政）と地域住民とが協働で取り組む事項であることから、本地域では協議会などでの意見を踏まえ、地域の実情に応じた内容を定めています。

また、私たち地域住民が牧水の里の景観の魅力を再確認し、自ら景観まちづくりに取り組むことができるよう、本計画では、景観法で定められていない、牧水の里独自の項目を付け加え、計画の内容を充実させています。

［牧水の里景観計画の構成］

第１章　牧水の里景観計画の目的と構成
1．景観計画の目的．．．．．．．．なぜ景観計画が必要なのかを整理しています。
2．景観計画策定の流れ．．．．．．どのような手順で景観計画を策定したのかを整理しています。
3．景観計画の構成．．．．．．．．本計画の構成を整理しています。

第２章　牧水の里の景観特性と課題
1．牧水の里の景観特性．．．．．．どのような景観の特徴や景観資源があるのかを整理しています。
2．牧水の里の景観づくりの課題．．景観づくりを進める上でどのような課題があるのかを整理しています。

第３章　景観計画区域
1．景観計画区域．．．．．．．．．本景観計画の対象となる範囲を示しています。

第４章　景観づくりの将来像と基本方針
1．牧水の里が目指す景観づくりの将来像．．．将来の牧水の里の景観の姿を示しています。
2．景観づくりの基本方針．．．．将来像の実現に向けた景観づくりの基本的な方針を示しています。

第５章　牧水の里らしい景観づくりに向けた取り組み方策
1．良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項．．．届出が必要となる行為や、各行為に対する景観形成基準などを定めています。
2．景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針．．．．．景観重要建造物や樹木を指定する上での方針を定めています。
3．その他の事項．．．．．．．屋外広告物や景観重要公共施設、景観農業振興地域整備計画等に関することなどを定めています。

第６章　景観づくりの推進に向けて．．．．．景観づくりを進めるための体制や、身近なところからはじめる景観づくりの取り組みなどについて整理しています。
1．継続的な景観づくりに向けた体制の構築
2．身近なところからはじめる景観づくりの推進
3．他の計画等との連結について
4．景観計画の進行管理

橙：景観法に基づき、景観計画に定める必要がある項目　＜上記（1）～（4）に該当＞
青：景観法に基づき、景観計画に定めることができる項目　＜上記（5）に該当＞
緑：日向市（牧水の里）独自の項目　＜景観法に基づく項目ではない＞
※専門用語の解説については、各章の用語解説をご参照ください。

第２章　牧水の里の景観特性と課題

１ 牧水の里の景観特性

（１）牧水の里の概況

①豊かな自然に囲まれた地域

牧水の里は、尾鈴連山の麓に位置し、緑豊かな山々に囲まれ、耳川の支流で「淵」と「瀬」を持つ坪谷川が流れ、川に沿って肥沃な農地が広がっており、豊かな自然景観に囲まれた地域です。

▲坪谷川から尾鈴連山を望む（楠森橋から）

②歴史や文化が垣間見える地域

牧水の里は、国民的歌人「若山牧水」の生誕の地として知られ、坪谷川のほとりには生家が保存され、地域内には牧水の歌碑が点在しています。また、明治時代に筑後地方から伝えられた技術を用いて造られた野々崎橋や坪谷橋、瀬戸橋などの石橋や古い石垣、坪谷臼太鼓踊りや坪谷神楽などの伝統的な祭りなど、貴重な文化的資源が各地に点在しており、歴史や文化が垣間見える地域です。

▲若山牧水生家

③集落が自然に溶け込んだ地域

牧水の里では、国道 446 号沿道を中心に集落が形成されており、住居等の建物は低層で周囲の山々の稜線を遮ることなく、また、山すそでは斜面を利用し石垣を積んで造成された宅地が自然地形と調和するなど、集落が自然に溶け込んだ地域です。

▲自然に溶け込んだ牧水の里の集落（牧水公園展望台より）

（２）牧水の里の景観特性

牧水の里の概況を踏まえると、本地域の景観は、大きく「自然」「歴史・文化」「生業・社会基盤」で構成されています。また、地域住民の生活や地域づくりの取り組みそのものも、本地域の景観を構成する要素の一つであるということができます。ここでは、これらの景観の要素に着目することにより、牧水の里の景観特性を明確にします。

① 自然に関する景観

分　類	内　容　（○：良いところ　●：改善すべきところ）
山々の景観	○尾鈴連山などの山々の美しい稜線 （市道や坪谷神社、坪谷川などからの眺望） ○西林山や楠森塚、権現山などの豊かな緑
河川の景観	○「淵」と「瀬」があり、清らかな水が流れる坪谷川、澄んだ水が流れる迫内川 ●ヨシが生い茂るなど手入れが十分ではない
樹　木	○坪谷神社のクスノキ、仲瀬神社や須賀神社のイチョウ、牧水生家のヤマザクラ、西林山稜線に群生するコウヤマキ ●手入れが行き届いていない樹木がある
ホタル	○坪谷川、西ノ内川、一谷川、瀬渡川のホタル
その他 自然景観全般	○楠森橋から望む坪谷川とやまなみ ○市道の緑のトンネル

坪谷川と尾鈴連山の景観

淵と瀬がある坪谷川

西林山の豊かな緑

市道の緑のトンネル

須賀神社のイチョウ

② 歴史・文化に関する景観

分　類	内　容　（○：良いところ　●：改善すべきところ）
建築物	○牧水生家（県指定文化財）
城　址	○坪谷城址の豊かな緑 ●坪谷城址が有効活用されていない
石橋・石垣・石積	○明治末期に架橋された市指定文化財の野々崎橋、坪谷橋、瀬戸橋などの石橋 ○斜面集落などでみられる古い石垣 ●石橋周辺などの手入れが十分ではない
信　仰 （寺社仏閣など）	○自然景観と調和した坪谷神社、須賀神社、仲瀬神社などの寺社仏閣 ○田園にたたずむ庚申塚、小牧地蔵・馬頭観音・歯神・水神・産神・千人塚 ○百済王に関係するとの言伝えがある景観資源 ●地蔵周辺の手入れが十分ではない
牧　水	○朝陽・夕陽を浴びると自然景観に映えて特に美しい牧水像 ○牧水の短歌が記された歌碑
その他 歴史・文化的景観 全　般	●歴史・文化的な景観資源を紹介する案内が無かったり、破損していたりするなど、十分ではない ●周囲の景観に調和しないデザインの案内板などがある

朝陽や夕陽を浴びると特に美しい牧水像

坪谷城址の緑

野々崎橋

須賀神社

坪谷神社

馬頭観音

音の瀬尾鈴山・関取の墓

田園にたたずむ庚申塚

破損した番所跡の碑

沿道に残る石垣

③ 生業・生活に関する景観

分　類	内　容　（○：良いところ　●：改善すべきところ）
農　業	○尾鈴連山の麓や坪谷川沿いなどに広がる田園 ○農業トラストクラブ野々崎による水田の活用 ●耕作放棄地が増加、農業用タンクが景観を阻害
生　活	○半鐘、消防小屋、家畜をトラックに積み込むための施設など、生活の姿を現す施設 ●空家や空地があり、空地では雑草が生い茂るなど、景観上問題が生じている
沿道景観	○国道沿道における斜面集落の石垣と調和したコスモス ○国道沿道を彩る手入れが行き届いた住宅の庭
社会基盤	○周囲の自然景観と調和した若山牧水記念文学館や牧水公園ふるさとの家 ●国道沿道のコンクリートの法面や電線、ガードレール、橋梁の色などが地域の景観と調和していない ●歴史ある石橋に付随している水道管が、石橋の景観を阻害している ●消火用ホースの格納庫の色が、周囲の景観に調和していない ●橋の欄干の汚れが目立ち、周囲の景観に調和していない
地域の祭り ・ イベント	○牧水祭、坪谷神楽、坪谷臼太鼓踊り、小牧地蔵祭、つつじ祭、牧水ふれあいうなぎつかみ取り大会、牧水ウォークなどの四季の景観を伝える様々な祭りやイベントの風景 ○坪谷小の短歌朗読の風景 ○夏に坪谷川の河川プールで子供達が歓声を上げる姿

尾鈴連山の麓に広がる農地

国道沿道のｺﾝｸﾘｰﾄの法面

坪谷神楽

生活の姿を表す畜産施設

沿道に露出している
農業用タンク

斜面集落の石垣と調和したコスモス

自然景観と調和した
若山牧水記念文学館

石橋に付随する水道管

視界を遮る雑草と電線

周囲と調和していない
色彩の橋梁

④ 景観づくりの取り組み

分　類	内　容　（○：良いところ　●：改善すべきところ）
清掃活動	○地域住民や小学生・中学生による定期的な清掃活動 ○野々崎橋周辺における清掃活動
沿道景観の形成	○コスモスの植栽 ○ガーデニング
景観資源の保全・活用	○農業トラストクラブ野々崎による農村景観の保全に向けた取り組み ○牧水ウオークの開催
景観づくりを担う人材	○小学校での牧水を題材にした学習 ●景観づくりを担う人材が不足している
その他景観づくり全般	●景観資源が十分に知られていない

牧水ウォークの開催

国道沿道の民家のガーデニング

中学生による清掃活動

コスモスの植栽

小学校での牧水を題材にした学習

2 牧水の里の景観づくりの課題

景観づくりは「地域づくり」

「良好な景観」は「市民の共有財産」です。また、景観づくりは「地域づくりの一つの要素」であり、「地域の活性化の手段」でもあります。牧水の里は景観資源の宝庫であることから「日向市景観基本計画」において「景観形成重点地区」に指定されており、日向市の景観づくりを先導する地区として、地域住民が主体となった景観づくりが期待されています。

牧水の里の貴重な景観資源を活かし、地域づくりに繋げていくためには、景観づくりの課題を明らかにし、課題解決に向けた取り組みを推進していくことが必要です。そこで、牧水の里の景観特性と問題を踏まえ、本地域における景観づくりの課題を以下に整理します。

（1）自然景観と調和した生活環境の一体的な保全

牧水の里は、尾鈴連山のやまなみや森林の景観をはじめ、坪谷川の景観や尾鈴連山の麓に広がる田園景観などの豊かな自然景観に取り囲まれています。また、古い歴史のある石橋や寺社仏閣などの歴史・文化に関する景観資源がいたるところに点在しています。このような景観は、地域住民の日常生活の中で育まれてきたものであり、これからも、自然景観と調和した生活環境を一体的に保全していく必要があります。

（2）牧水の里の貴重な景観資源の掘り起こし

牧水の里は、自然景観をはじめ、歴史・文化に関する景観資源など、様々な景観資源を有しています。一方で、一部の景観資源については手入れが不十分であったり、案内が無かったり、景観資源として十分に認知されていなかったりするなど、景観資源が地域に埋もれたままになっていることから、これらの景観資源を「地域の宝」として掘り起こしていく必要があります。

（3）景観資源の保全・磨き上げと地域づくりへの活用

牧水の里では、牧水ウォークなどの様々な取り組みにより、本地区の景観が来訪者の目に触れる機会が多くなっています。一方で、埋もれたままの景観資源もあり、地域づくりに十分に活かしきれていません。そのため、今ある景観資源の保全や景観資源の磨き上げを図るとともに、地域づくりに活用していく必要があります。

（4）景観づくりの取り組みの地域全体への波及

牧水の里では、地域住民の代表等で構成される「牧水の里景観まちづくり協議会」が中心となり、里歩きや景観計画の検討などを進めてきました。また、自治会がウォーキングを開催したり、有志が野々崎橋周辺の清掃活動を行ったり、地域住民や小中学生による「牧水クリーン大作戦」を開催したり、文化財愛護少年団活動の一環として、小・中学生が各学期１回牧水生家とその周辺を清掃したりするなど、本地域の景観を良くする取り組みが行われています。一方で、景観づくりを担う人材の不足などの問題を抱えていることから、このような景観づくりの取り組みを地域全体に広げていく必要があります。

第３章　景観計画区域

１ 景観計画区域（景観法第８条第２項第１号に関する事項）

牧水の里は、尾鈴連山などの美しいやまなみに囲まれ、清らかな坪谷川が流れ、尾鈴連山の麓から坪谷川にかけては肥沃な農地が広がる自然豊かな地域です。牧水の里の景観は、これらの豊かな自然景観と、坪谷区や仲深区の集落の景観が一体となって牧水の里に相応しい景観を形成しています。そのため、牧水の里の美しい景観を守り景観資源を活かした地域づくりを推進していくためには、集落が点在する箇所だけではなく、周辺の山々などを含めて一体的な範囲で景観づくりを考えていく必要があります。

そこで、牧水の里景観計画の対象となる景観計画区域を、以下のように定めます。

景観計画区域：日向市東郷町坪谷、仲深の一部
・坪谷、仲深の集落や景観資源が点在する地域を含み、牧水生家・牧水公園からの眺望景観を保全する上で重要となる山々の稜線を構成する代表的な山々の頂上などを結ぶ線で囲まれた約 4,490ha の区域

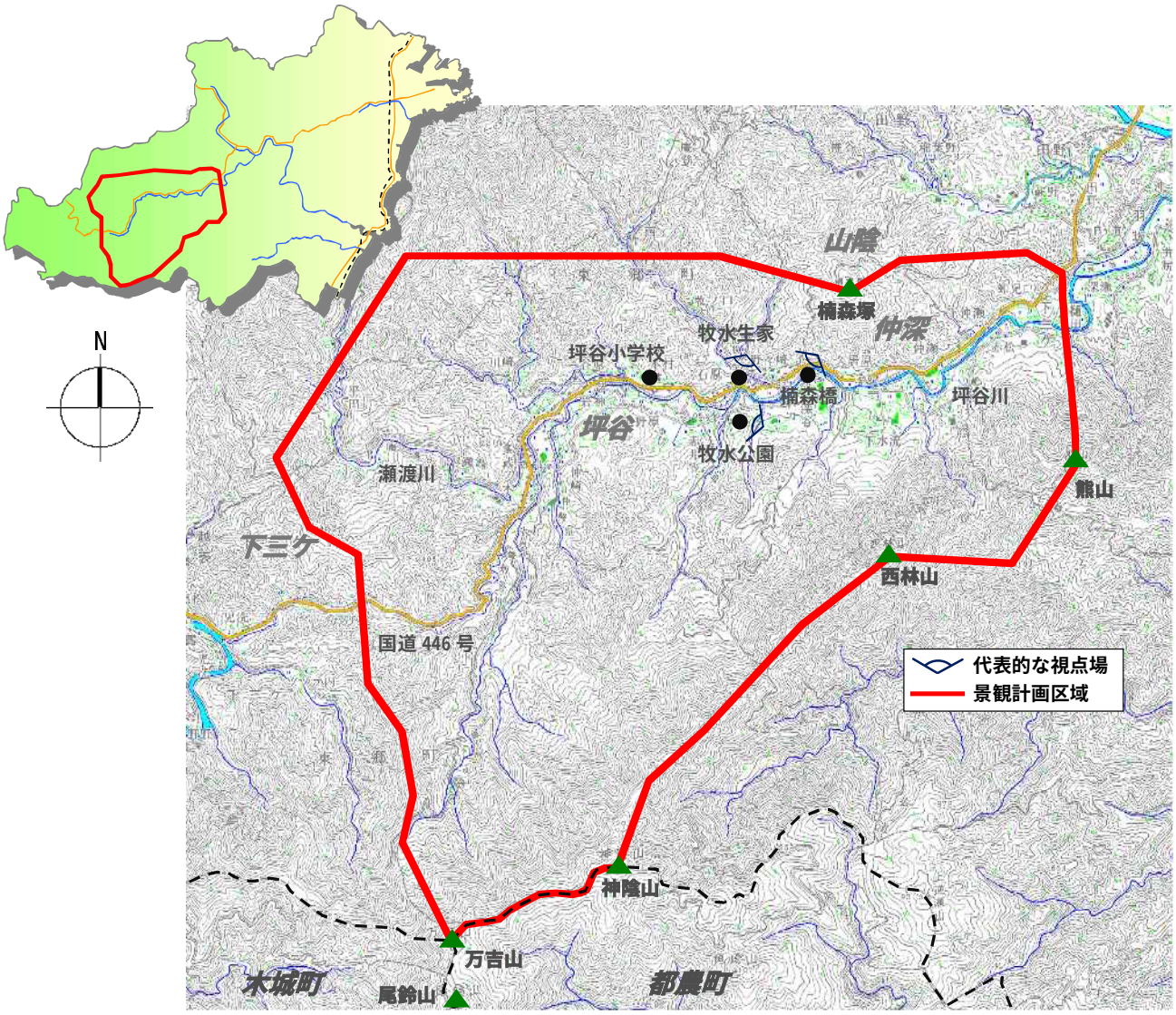

▲景観計画区域と代表的な視点場

第４章　景観づくりの将来像と基本方針

１ 牧水の里が目指す景観づくりの将来像

牧水の里の景観特性を踏まえ、この地域で目指す景観の姿として以下のような景観づくりの将来像を定めます。

やまなみと清流にいぶく牧水の里

牧水の里は、山々の豊かな緑に囲まれた地に田畑が広がり、耳川の支流である清らかな坪谷川が流れている自然豊かな地域です。私たちは、この豊かな自然環境の中で生活を営んできました。

地域の景観に目を向けると、豊かな自然景観はもちろん、その自然景観と調和した坪谷神社などの寺社仏閣や、明治末期に造られた野々崎橋などの石橋群、牧水をテーマにした祭りや地域の取り組み、坪谷神楽や坪谷臼太鼓踊りといった伝統芸能などの日本の故郷を感じさせる景観がいたるところでみられます。

私たちは、美しい故郷の景観を次の世代へ守り伝えるとともに、この景観の中で心豊かに暮らし、訪れる人々に感動を与えることができる誇りある故郷であり続けることを願い、牧水の里が目指す景観づくりの将来像として「やまなみと清流にいぶく牧水の里」と掲げました。

（牧水の里景観まちづくり協議会）

2 景観づくりの基本方針（景観法第８条第２項第２号に関する事項）

牧水の里の景観づくりの将来像を実現するため、私たち地域住民や市民、事業者、行政は、以下に掲げる景観づくりの基本方針に基づいて、景観づくりを進めていきます。

（1）自然景観と生活環境が調和したまとまりのある農村景観の保全

牧水の里の景観は市内でも特徴ある景観であり、日本の原風景というべき農村景観といっても過言ではありません。私たち地域住民はこのような景観を「地域の宝」として愛着と誇りを持ち、また、訪れる人々の心を癒す景観として、次の世代へと引き継いでいくべきであると考えています。

そのため、牧水の里を取り囲む山々の豊かな緑の景観や坪谷川の水辺の景観、田畑の景観などの自然景観と地域住民の生活環境が調和した、まとまりのある農村景観の形成を図ります。

▲まとまりのある農村景観
（イメージ）

（2）観光振興や農業振興と連携した景観づくりの推進

牧水の里の景観は、農業などの生業や地域住民の生活など、人々の活動とともに形成されてきた景観であり、牧水の里の景観をこれからも守り育てていくためには、本地域が今後も活力を維持し、持続可能な地域を形成していくことが重要です。

そのため、地域住民が中心となった景観づくりの取り組みを進めるとともに、景観資源を活かした観光地づくりや、農業の活性化による豊かな農村環境の形成など、観光振興や農業振興と連携した景観づくりの取り組みを推進します。

▲景観資源を活かした観光振興
（牧水ウォーク）

（3）景観づくりの体制構築と仲間づくりの推進

地域住民が中心となって牧水の里の景観づくりを進めていくため、「牧水の里景観まちづくり協議会」を牧水の里の景観づくりを担う協議会へと発展させるなど、景観づくりの体制を整えていきます。また、景観づくりの取り組みを地域全体で進めていくため、景観づくりに賛同し協力して取り組んでいく体制づくりを推進します。さらに、景観づくりに対する理解を地域全体に浸透させるため、身近なところから景観づくりに取り組んでいきます。

▲景観づくりの体制の構築
（牧水の里景観まちづくり協議会）

第５章　牧水の里らしい景観づくりに向けた取り組み方策

１　良好な景観づくりのための行為の制限に関する事項（景観法第８条第２項第３号に関する事項）

牧水の里では、豊かな自然と調和した魅力ある農村景観を地域全体で一体的に守っていくため、景観づくりのルール（景観形成基準）を定めるとともに、後述する一定の行為を行う際にあらかじめ市に届出を行い、その行為が景観形成基準に適合しているかを確認する制度を設けます。

（１）届出対象行為

景観計画区域内において、以下に定める行為を行う際は、あらかじめ市に届出を行う必要があります。

届出対象行為	行為の規模
建築物※1の建築等 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	面積が１０㎡を超える行為※3
工作物※2の建設等 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更	地盤面からの高さが 3mを超える行為
開発行為 都市計画法第４条第１２項に規定する開発行為その他政令で定める行為	面積が 1,000 ㎡以上の行為
土地の形質の変更 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	面積が 1,000 ㎡以上の行為
木竹の植栽又は伐採	面積が 1,000 ㎡以上の行為
物件の堆積 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	面積が１００㎡以上の行為

通常の管理行為、軽微な行為、非常災害のために必要な応急措置として行う行為などは届出の対象になりません。（景観法第 16 条第 7 項に定められています。）

※1：建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 号に規定する建築物とする。

※2：日向市景観条例施行規則（平成 20 年 3 月 26 日規則第 12 号第 2 条）に規定する工作物とする。

※3：建築物の新築、増築、改築若しくは移転については、延床面積が 10 ㎡を超える行為とする。

①面積が 10 ㎡を超える
建築物の建築等

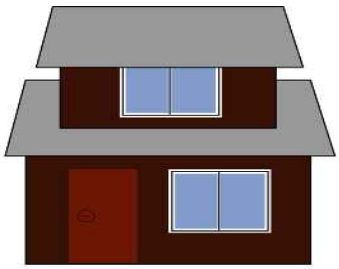

②高さが 3m を超える
工作物の建設等

（例）鉄柱

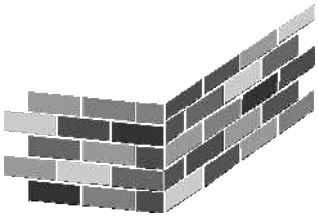

（例）塀　など

③1,000 ㎡以上の開発行為

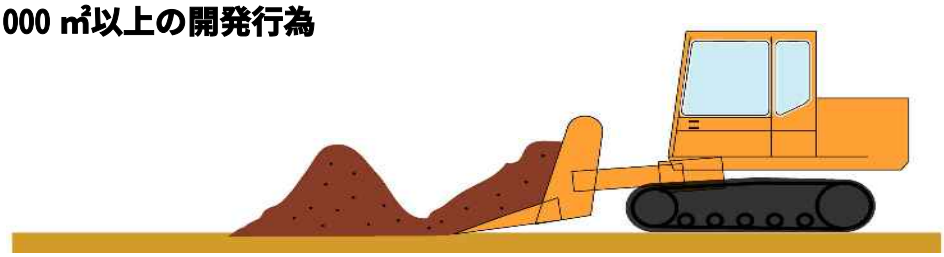

④1,000 ㎡以上の土地の形質の変更

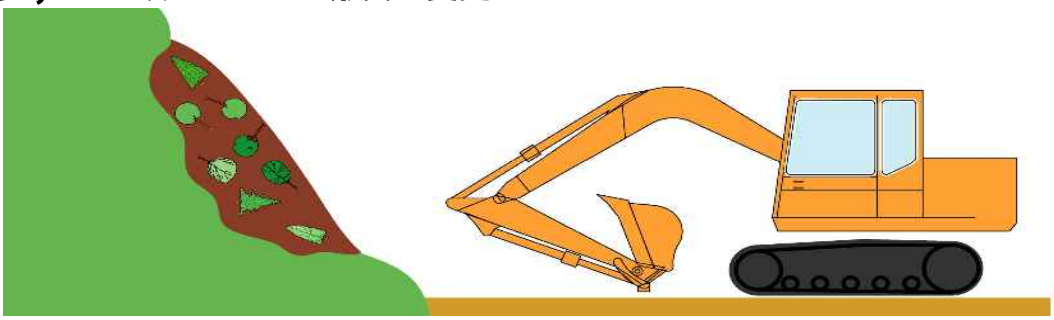

⑤1,000 ㎡以上の木竹の植栽又は伐採

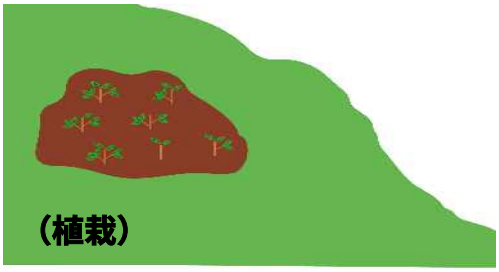

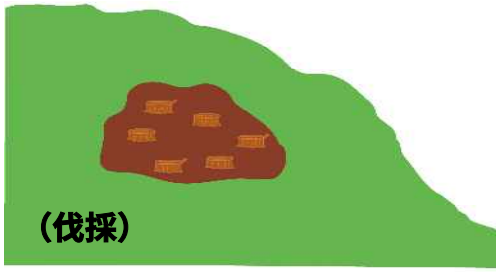

⑥100 ㎡以上の物件の堆積

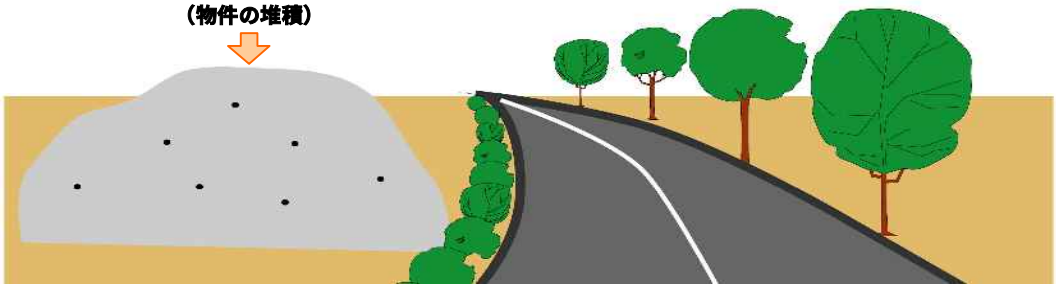

以上に該当する行為を行う場合は、事前に市に届出が必要です

▲届出対象行為のイメージ

（２）景観形成基準

（１）の届出対象行為については、以下に示す景観形成基準を満たす必要があります。

①建築物・工作物の景観形成基準

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>景観形成基準の内容</th></tr>
<tr><td rowspan="6">建築物・工作物本体について</td><td>形態意匠</td><td>○やまなみや田園などの自然景観に溶け込むような形態意匠とする。
○周辺の建築物等との調和に配慮し、集落の景観を損なうような形態意匠は避ける。
○建物は和風様式を基調とし、屋根はできる限り勾配をつける。</td></tr>
<tr><td>材　質</td><td>○自然景観や周辺の建築物等との調和に配慮し、できる限り自然素材等の材料を使用する。
○経年変化等による退色、汚れ、損傷に強い材料を選択する。</td></tr>
<tr><td>色　彩</td><td>○自然景観に溶け込むような落ち着いた色彩を基調とする。
○広い面積を占める基調色は、マンセル表色系で示す以下の基準を超えないこと。（ただし、素材色は適用外とする。）
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5R～4.9YR
（赤系～黄赤系の色）</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5YR～5Y
（黄赤系～黄系の色）</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>1 以下</td></tr>
</table>
○屋根の色は無彩色を基調とし、自然景観に溶け込むような低明度、低彩度の色彩の使用に努める。</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td>○牧水生家裏の展望台、牧水公園の展望台、国道その他地域内の道路等からの眺望に配慮し、山々の稜線を阻害しない高さにする。
○周辺の建築物等に対して突出せず違和感のない高さにし、できる限り２階建て以下もしくは同程度以下の高さにする。</td></tr>
<tr><td>壁面の位　置</td><td>○壁面はできる限り道路境界より後退させ、ゆとりある空間の創出に努める。</td></tr>
<tr><td rowspan="5">本体以外について</td><td>屋　外設置物</td><td>○室外機など屋外に設ける設備は、自然景観や建築物等との調和に配慮し、外部から目立たないよう落ち着いた色にしたり目隠しをしたりするなど、色や設置方法などを工夫する。</td></tr>
<tr><td>駐車場駐輪場</td><td>○駐車場・駐輪場の設置にあたっては、自然景観や建築物等との調和に配慮し、緑化に努め、舗装デザインを工夫する。</td></tr>
<tr><td>植　栽</td><td>○敷地内での既存樹木の保全や修景、緑化に努める。</td></tr>
<tr><td>塀</td><td>○沿道部では、ブロック塀等は避け、できる限り植栽（生垣）とする。</td></tr>
<tr><td>石　垣</td><td>○敷地内の石垣は極力保全し、修景に活かすように努める。</td></tr>
</table>

【建築物・工作物の景観形成基準のイメージ】

≪形態意匠≫自然景観に溶け込むような形態意匠
集落の景観を損なうような形態意匠は避ける
≪　色彩　≫自然景観に溶け込むような落ち着いた色彩
≪　高さ　≫突出せず違和感のない高さ
眺望を阻害しないような高さ

≪石垣≫
敷地内の石垣は極力保全し、修景に活かす

≪形態意匠≫和風様式を基調とし、できる限り勾配屋根
≪　色彩　≫屋根の色は無彩色を基調

≪　高さ　≫山々の稜線を阻害しない高さ

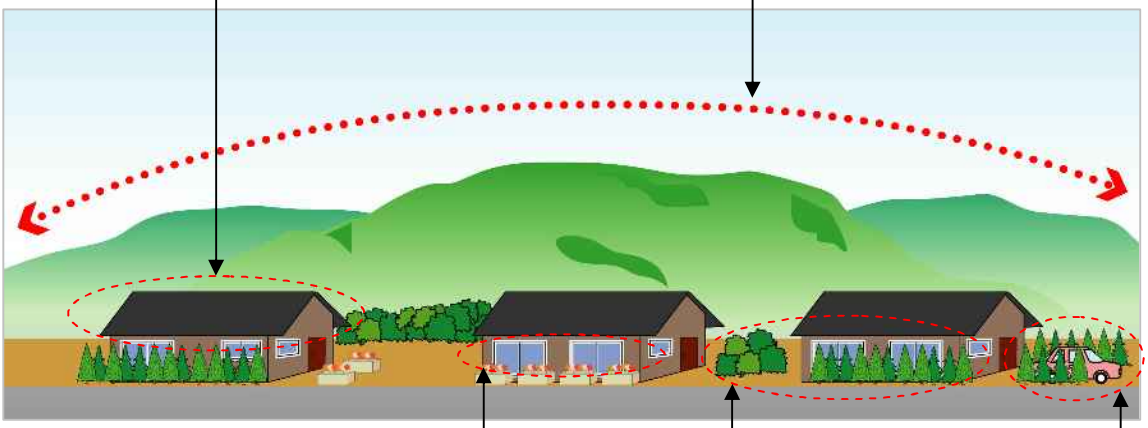

≪　材質　≫自然素材等の材料を使用
退色、汚れ、損傷に強い材料を選択

≪壁面の位置≫できる限り道路境界より後退
≪　植　栽　≫既存樹木の保全や修景、緑化に努める
≪　　塀　　≫ブロック塀などは避け、できる限り生垣

≪屋 外 設 置 物≫色や設置方法などを工夫
≪駐車場・駐輪場≫緑化に努め舗装デザインを工夫

▲建築物・工作物の景観形成基準のイメージ

≪参考≫色彩の基礎知識：マンセル表色系の解説

（1）マンセル表色系の概要

- **「マンセル表色系」**とは色を客観的に表現する方法の一つであり、**「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」**という３つの組み合わせで構成されています。
- 「色相」は 10 種類の基本色（赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)・黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)）とその度合いを表す 0 から 10 までの数値を組み合わせて表記します。無彩色は N（ニュートラル）と表記します。
- 「明度」は明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表記します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。
- 「彩度」は鮮やかさの度合いを 0 から 16 程度の数値で表記します。穏やかな色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白や黒、グレーなど無彩色の彩度は 0 になります。
- 色相により、明度や彩度は異なります。

マンセル値の表し方

5R 4 / 10
色相 明度 彩度
（5 アール 4 の 10）

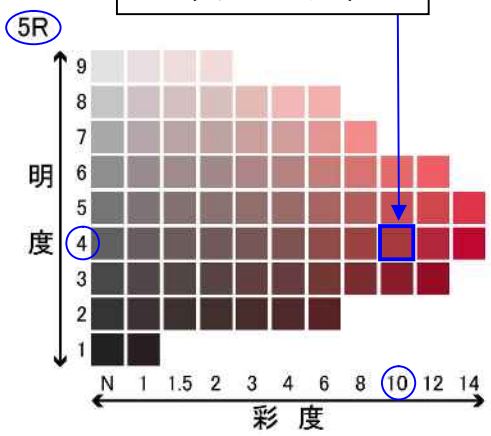

▲明度・彩度の分布図（５Ｒ）

（2）代表的な色相における明度・彩度の基準値　（枠内が基準を満たす色）

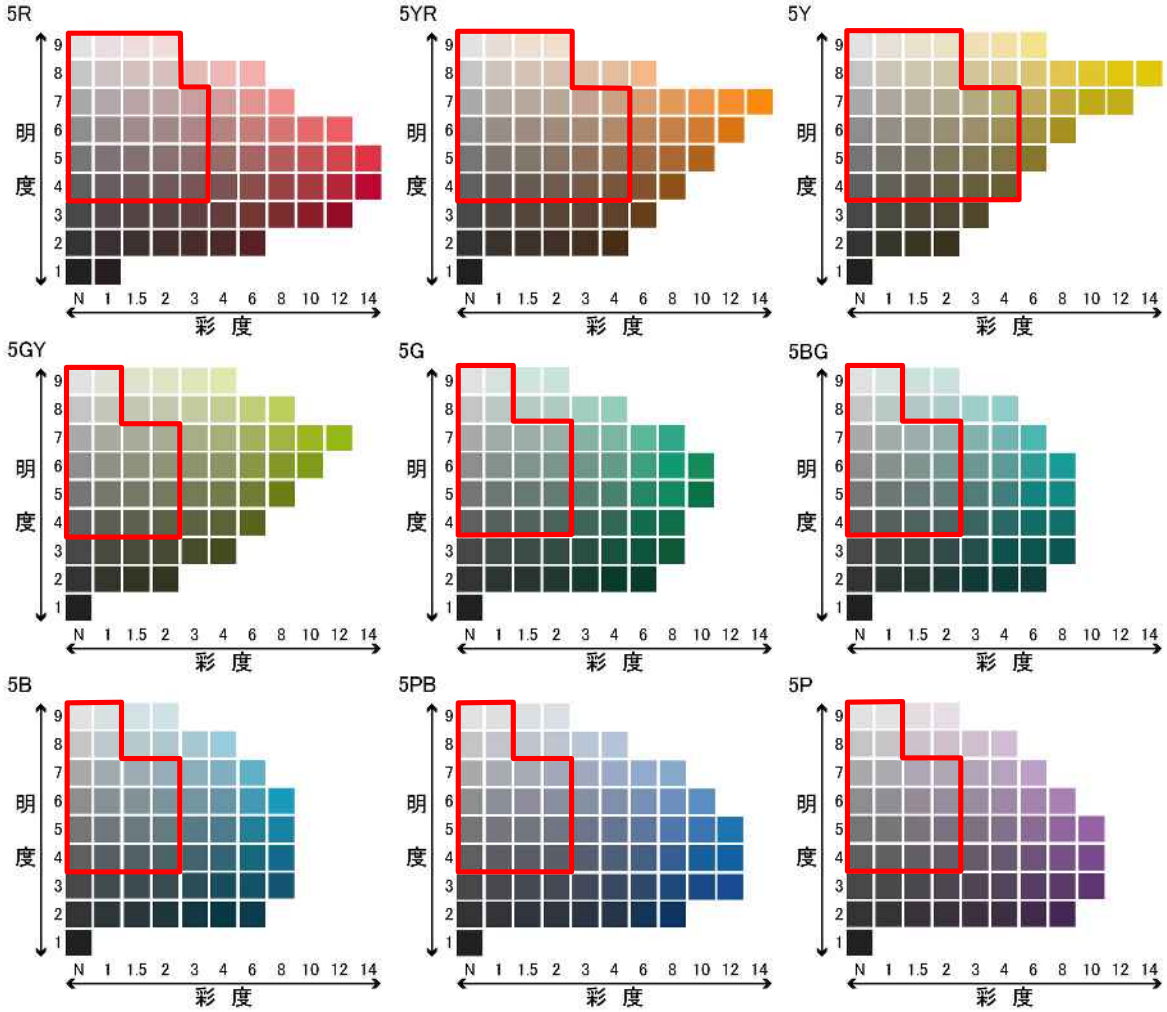

※印刷物のため実際の色とは異なります。

②開発行為・土地の形質の変更における景観形成基準

項　目	景観形成基準の内容
造　成	○造成は必要最小限にする。 ○行為前の地形を活かした造成を行い、行為後の地形が自然景観や地形と著しく不調和とならないようにする。 ○沿道集落等の景観の連続性をできる限り分断しないようにする。
眺　望	○牧水生家裏の展望台、牧水公園の展望台、国道その他地域内の道路等からの眺望に配慮した造成を行い、自然景観の連続性の確保、まとまりある農村景観の保全に努める。
法　面	○法面が生じた場合は、自然素材の活用や緑化等により、自然景観と調和するように努める。
緑　化	○敷地内の木竹や牧水の里のシンボルとなっている樹木については、できる限り保全する。 ○敷地が直接見えることがないよう、緑化や植樹等を行い、自然景観と調和するように努める。

③木竹の植栽または伐採における景観形成基準

項　目	景観形成基準の内容
植　栽	○地域性を考慮した樹種を選ぶ。
伐　採	○伐採の面積は必要最小限にし、伐採後は植林に努める。 ○地域のシンボルとなっている樹木や生垣等は伐採しない。伐採しなければならない場合は、これに代わる植栽等を行う。 ○伐採跡が国道その他地域内の道路等から直接見えることがないよう、道路側に樹木を残すなどの工夫をする。

④物件の堆積における景観形成基準

景観形成基準の内容
○堆積の規模は必要最小限にする。 ○道路側から堆積物が見えないように植栽や塀を設けるなどの工夫をする。

2 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針 （景観法第８条第２項第４号に関する事項）

牧水の里において景観づくりを進める上で重要な建造物や樹木を保全するとともに、地域づくりに活かしていくため、景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。今後、市と住民の協働により、この方針に即して具体の指定を検討していきます。

景観重要建造物や景観重要樹木に指定されると、景観行政団体（日向市）の長（日向市長）の許可なく現状の変更ができなくなります。一方で、景観整備機構による管理を行うことができたりするようになります。

（１）景観重要建造物の指定の方針

牧水の里において景観づくりを進めて行く上で重要となる建造物（以下、景観重要建造物）を保全し、牧水の里らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要建造物の指定の方針を以下のように定めます。

①牧水の里の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている建造物
②牧水の里の歴史や文化、生業を表している建造物
③歴史的な建築様式を継承したもの又は国の登録文化財の登録に値する建造物
④その他牧水の里の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき建造物

（２）景観重要樹木の指定の方針

牧水の里において景観づくりを進めて行く上で重要となる樹木（以下、景観重要樹木）を保全し、牧水の里らしい魅力ある景観づくりに活かしていくため、景観重要樹木の指定の方針を以下のように定めます。

①牧水の里の景観を特徴づけ、住民や市民、来訪者に親しまれている樹木
②牧水の里のシンボル的な存在となっている、あるいはなりうる樹木
③その他牧水の里の景観特性と調和し、次の世代へ引き継ぐべき樹木

【　用語解説　】

○景観整備機構
⇒景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織。ＮＰＯ法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。

○景観重要建造物
⇒景観づくりを進める上で重要となる建造物。景観行政団体の長が「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要建造物に指定されると、許可なく増築、改築、移転などをすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となったりします。

○景観重要樹木
⇒景観づくりを進める上で重要となる樹木。景観行政団体の長が、「指定の方針」等に従って指定することができます。景観重要樹木に指定されると、許可なく伐採、移植をすることができません。また、良好な景観が損なわれないよう適切に管理することが求められます。なお、指定のメリットとして、所有者との管理協定により景観整備機構等の管理が可能となります。

3 その他の事項

（1）屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項（景観法第８条第２項第５号イ）

屋外広告物は、賑わいあるまち並みを演出するなどの景観面での効果がある一方、無秩序な設置や地域の景観との調和に配慮しない設置は、良好な景観を阻害する要因にもなります。

宮崎県では地域の良好な景観の形成に資する事を目的に屋外広告物条例が定められており、宮崎県が主体となって屋外広告物の表示方法等の規制に取り組んでいます。また、日向市においても景観アドバイザーによる指導や、景観に配慮した広告物の設置の協議など、地域特性に応じた取り組みを行っています。

牧水の里においては、現在のところ、屋外広告物に関して際立つ問題は生じていないことから、今後も県の条例に基づく取り組みを県と市で連携して継続していきます。

【 参 考 】

○国道 446 号沿道は、宮崎県屋外広告物条例の規定により第２種禁止区域などに指定されており、原則として広告物の表示が禁止されています。

○国道 446 号沿道周辺は第１種規制区域に指定されており、原則として屋外広告物を表示するには許可が必要です。

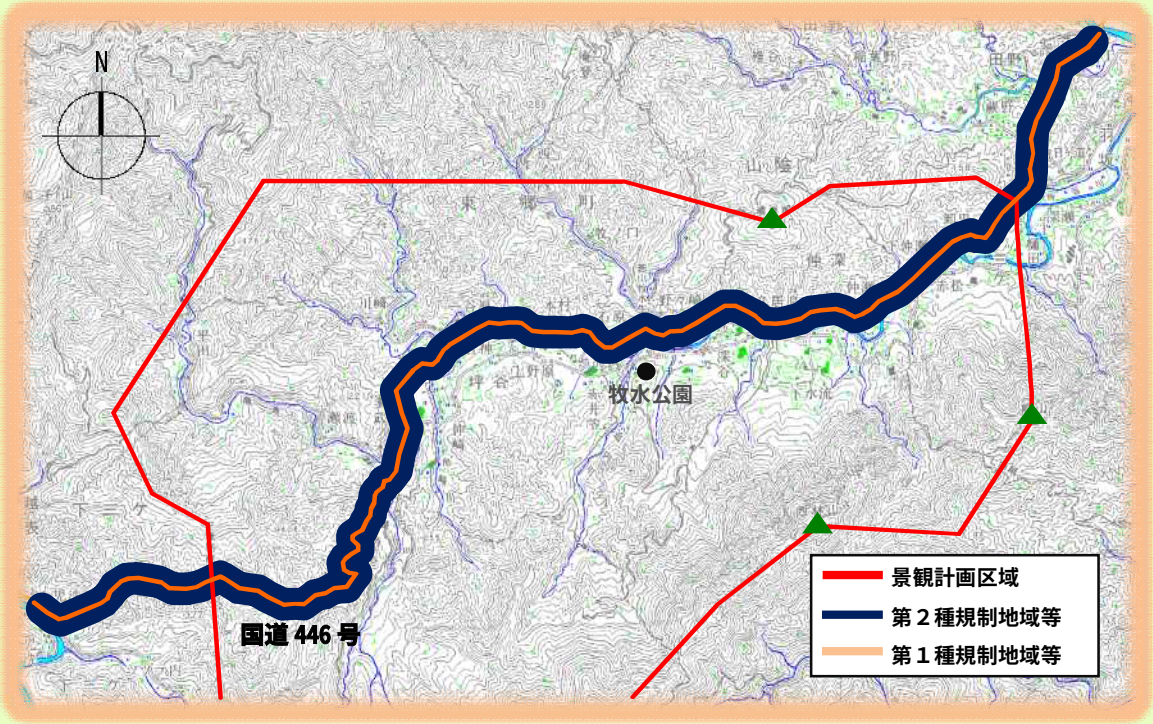

路線名	区　間		距　離	区域の限定	区　分
	起　点	終　点			
国道 446 号	国道 327 号との交点（日向市東郷町山陰辛鶴野内地内）	日向市と美郷町との境界	100 メートル	用途地域等を除く区域	第２種禁止地域等

※詳しくは、日向土木事務所（宮崎県）で確認できます。

（２）　景観重要公共施設の整備に関する事項（景観法第８条第２項第５号ロ）

道路、河川、公園などの公共施設は、地域の景観を構成する主要な要素の一つであり、公共施設が地域の景観づくりに果たす役割は大きく、その整備に当たっては周辺景観への配慮が特に求められます。公共施設の整備にあたっては、施設管理者と連携し、積極的に本計画の方針に即した取組みを推進します。

中でも、下記の公共施設は、良好な景観づくりに向けた取り組みを周辺と一体的に行うことが求められるため、施設管理者の同意の上「景観重要公共施設」として位置づけます。

景観重要公共施設の整備を行う際は、「日向市公共事業景観形成指針」に定めた内容の検討を行うとともに、本計画の景観重要公共施設の整備に関する事項に示す基準に即した整備を行うこととし、周囲の景観に十分配慮します。

①景観重要公共施設

牧水の里景観計画では、以下の図に示す公共施設を景観重要公共施設として定めます。

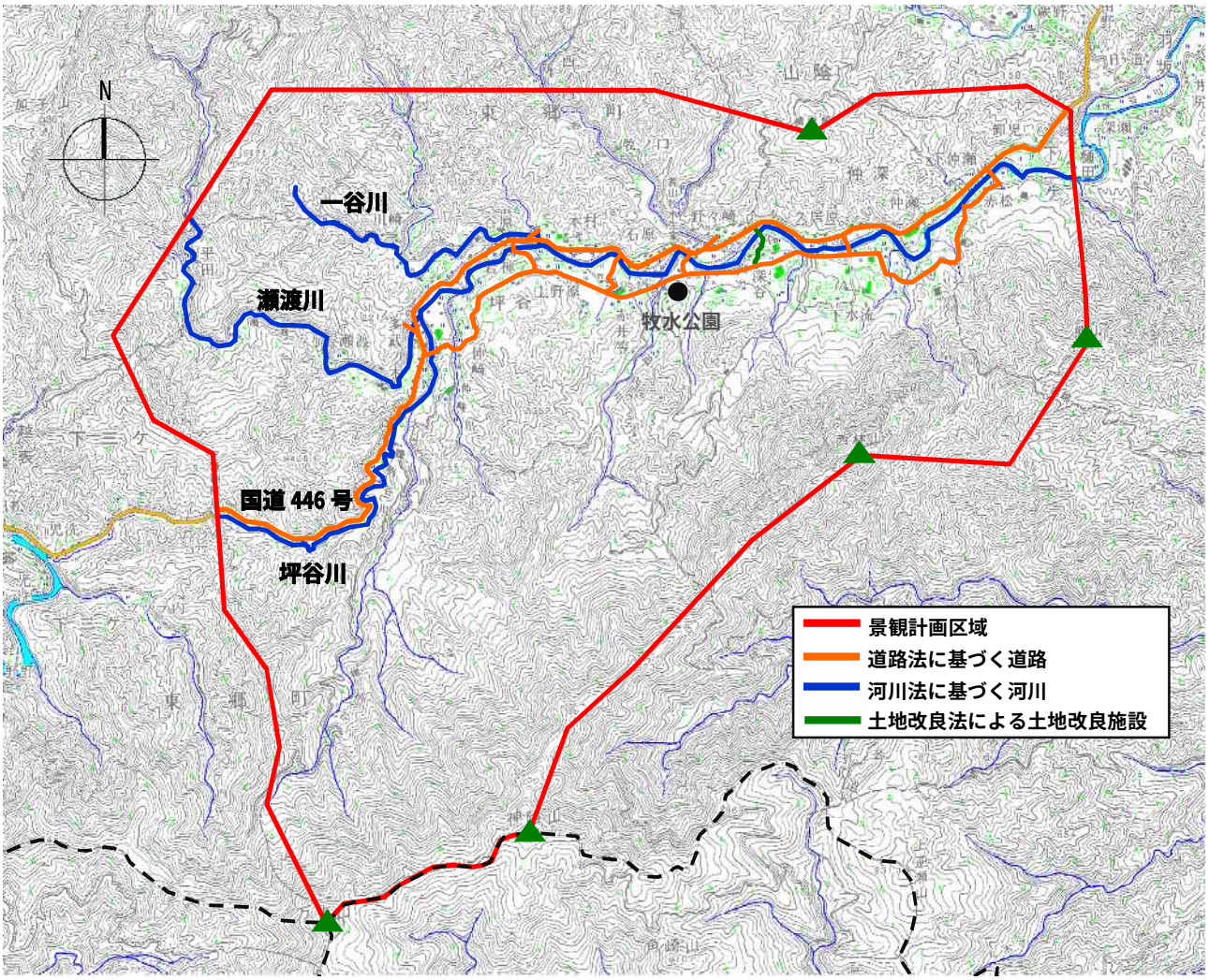

▲景観重要公共施設の位置

②景観重要公共施設の整備に関する事項

整備に際しては、本計画の方針に加え、以下の事項に基づくこととします。また、道路デザイン指針（案）、河川景観ガイドライン「河川景観の形成と保全の考え方」、景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインなどの景観に関する各種ガイドラインも参考にしながら、具体の検討を進めることとします。

[基本方針]

整備に関する事項（基本方針）
１．自然景観や歴史的建造物等の景観資源を保全、活用した景観形成に努めること。
２．公共事業等による景観形成は、まちづくりの一環であるという視点に立ち、周辺の他の施設との景観上の秩序を明らかにした上で、調和や統一性に配慮すること。 行為地内に複数の公共施設を設ける場合には、施設間の調和に配慮すること。
３．大規模な公共建築物、公園、橋詰広場、ポケットパーク等の行為地内には、地域の優れた景観を眺望できる快適な空間を視点場として整備するよう努めること。
４．設計にあたっては、遠景、中景、近景等、異なる視点からの検討を行うよう努めること。 道路等の視点が移動する公共施設については、立ち止って見る景観又は視点が動いているときの景観の特性の違いに配慮すること。
５．設計にあたっては、行為地内の景観を損ねている要素の修景に努めること。 擁壁、さく等の工作物、法面及び建築物の表面に安易に描画、文字の記入等を行わないこと。 地域性を演出する場合は、景観に与える影響を十分に検討した上でデザインを選定すること。
６．設計にあたっては、四季の変化、終日の光の変化、夜景等を考慮するよう努めること。
７．設計にあたっては、公共的空間と私的空間との境界、道路、公園、河川等種類の異なる公共施設の境界、異なる材料の境界等の景観上の秩序を明らかにし、全体として基調の整った中にも、必要に応じメリハリのあるデザインとなるよう努めること。

[個別事項]

項目	整備に関する事項（個別事項）
１．法面	法面は、現況の地形・地質に応じた構造とし、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にする、ラウンディングを用いるなどの工夫をするとともに、できる限り緑化可能な工法の導入に努める。また、緑化する場合は、在来種を主体とした牧水の里に適した種類を選定するとともに、既存植生の保存、牧水の里の自然景観との調和に配慮する。
２．擁壁・護岸	擁壁は、長大にならないよう工法等を検討し、圧迫感を和らげるよう高さを抑える、緩勾配にするなどの工夫をするとともに、牧水の里の自然景観との調和及び周囲の緑化に配慮する。 護岸は、必要最小限の整備、現況の地形に応じた構造とするが、周辺の景観との調和を考え、できる限り自然石の活用に配慮するとともに、親水性の確保に努める。
３．防護柵	防護柵の構造・形態・素材及び色彩は、安全性及び維持管理に支障のない範囲内において、周辺の景観との調和、地域の特性や統一性に配慮し、自然素材の活用や茶色系の色彩を用いるなど、牧水の里の自然景観に溶け込むように努める。
４．舗装	舗装の素材、色彩は、牧水の里の自然景観との調和に配慮し、できる限り低明度・低彩度のものにする。 特にカラー舗装については十分な検討を要し、安易にカラー舗装を行わない。
５．植栽 （緑化）	できる限り緑化することを念頭に置き、植栽については、周辺の樹木との調和、牧水の里の地域特性に配慮するとともに、既存の樹木の保全に努める。
６．公共広告物	案内看板等の公共広告物については、整理統合に努めるとともに、設置数、設置場所、形態、色彩、素材については、周辺との調和に配慮し、集約化を図る、落ち着いた色彩や自然素材を使用するなど、牧水の里の自然景観に溶け込むように努める。
７．照明施設	照明施設は、夜間の景観を考慮し最小限の設置にとどめるとともに、施設自体が周囲の景観を損なわないよう配慮する。
８．外観の色彩	公共施設の外観には、落ち着いた色彩を使用するなど、牧水の里の自然景観との調和に努めることとし、マンセル表色系による彩度６以下とする。
９．維持管理	公共施設の維持管理については、牧水の里の自然景観との調和に配慮するとともに、良好な景観を維持できるよう、適正な管理、修繕・補修に努める。 特に色の塗り替えに際しては、牧水の里の自然景観との調和に十分配慮し、周辺の景観に対して違和感のない色彩を使用する。

（３）景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的な事項

（景観法第８条第２項第５号ニ）

景観農業振興地域整備計画は、農業振興地域内において、景観と調和のとれた良好な営農条件の確保を図るべき区域において定めるものです。景観農業振興地域整備計画では、以下の５つについて定めることができます。

①景観農業振興地域整備計画の区域
②景観と調和のとれた土地の農業上の利用に関する事項
③農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
④農用地等の保全に関する事項
⑤農業の近代化のための施設の整備に関する事項

牧水の里では、今後、美しい農村景観を守る上で景観農業振興地域整備計画が必要となった場合、その策定に関する基本的な事項について検討します。

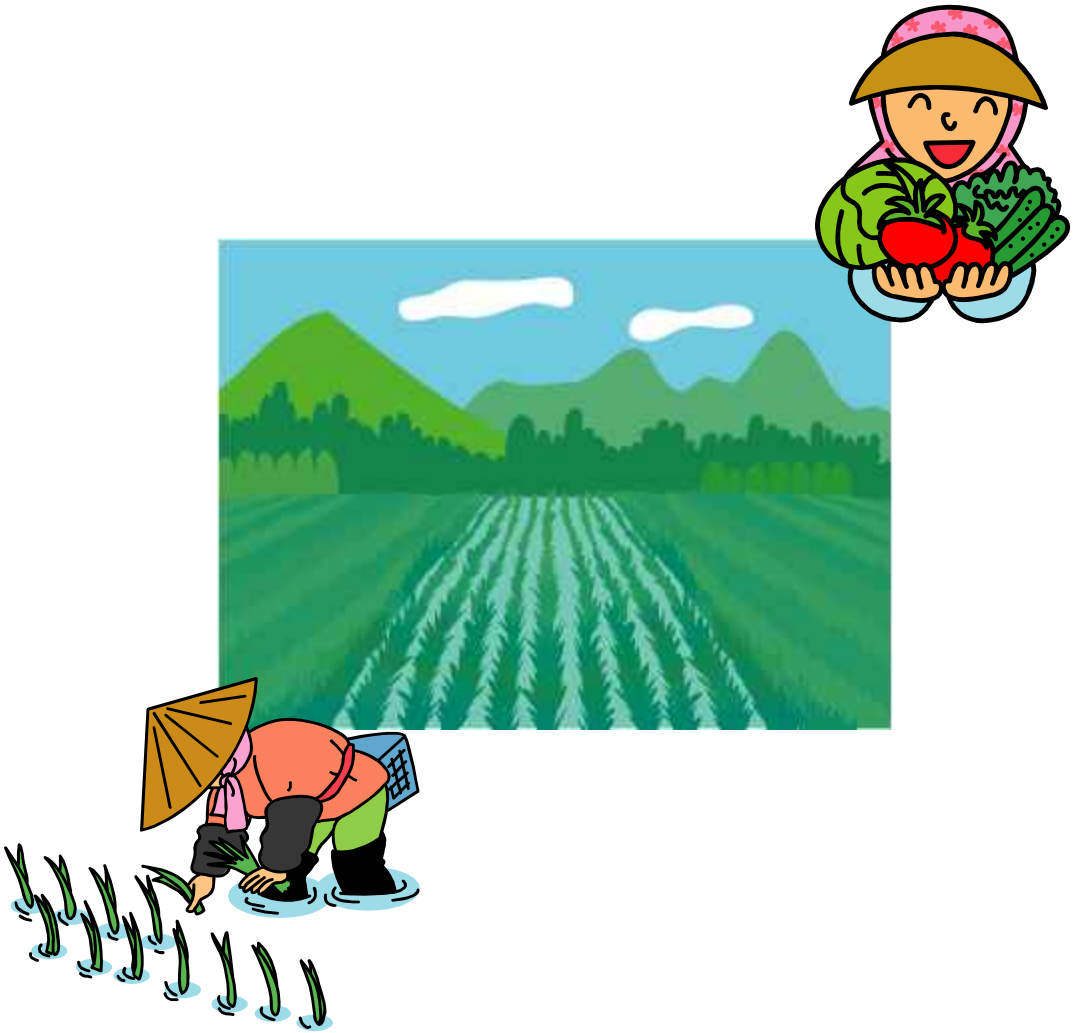

第６章　景観づくりの推進に向けて

牧水の里では、第 5 章で述べた届出制度などの景観法に基づく取り組みとともに、地域住民が中心となり、身近なところから景観づくりに取り組んでいきます。

1 継続的な景観づくりに向けた体制の構築

（1）地域住民が中心となった景観づくりの取り組み体制の構築

地域住民が中心となって景観づくりを継続していくためには、その母体となる体制を整えることが重要です。牧水の里では、既に坪谷区及び仲深区において公民館を中心とした地域活動が行われており、これらを継続していくことが効率的かつ効果的です。

一方で、本計画の策定の中心となった「牧水の里景観まちづくり協議会」の委員が積極的に公民館活動において景観づくりの取り組みをリードするとともに、両地区における景観づくりの取り組みに関する情報の共有、両地区が連携した取り組みの実施、牧水の里としての一体的な景観形成を図るため、今後も「牧水の里景観まちづくり協議会」を継続していきます。

牧水の里景観まちづくり協議会では、牧水の里の景観資源を地域住民に積極的に周知し、景観資源の認知度向上を図るとともに、牧水の里の景観に関心を持つ住民を増やし、景観づくりに関わる仲間の輪を広げ、地域住民が一体となって景観づくりに取り組んでいくための機運を盛り上げていきます。

さらに、本地域における景観づくりを継続して行っていくことができるよう、行政等は景観づくりのノウハウの提供などの協力・支援を行います。

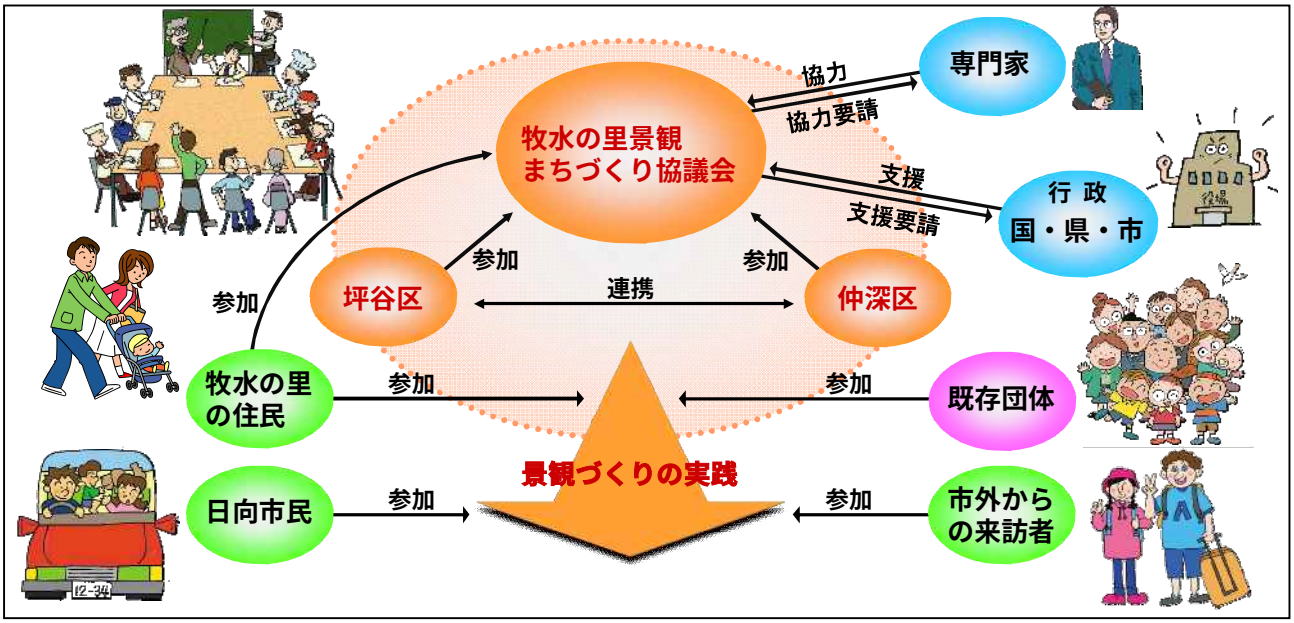

▲牧水の里における地域住民が中心となった景観づくりの取り組み体制（イメージ）

（２）届出制度等の円滑な運用に向けた体制の構築

市では、事前協議や景観アドバイザーとの相談の機会、景観審議会など、届出制度の円滑な運用に向けた体制を構築しています。

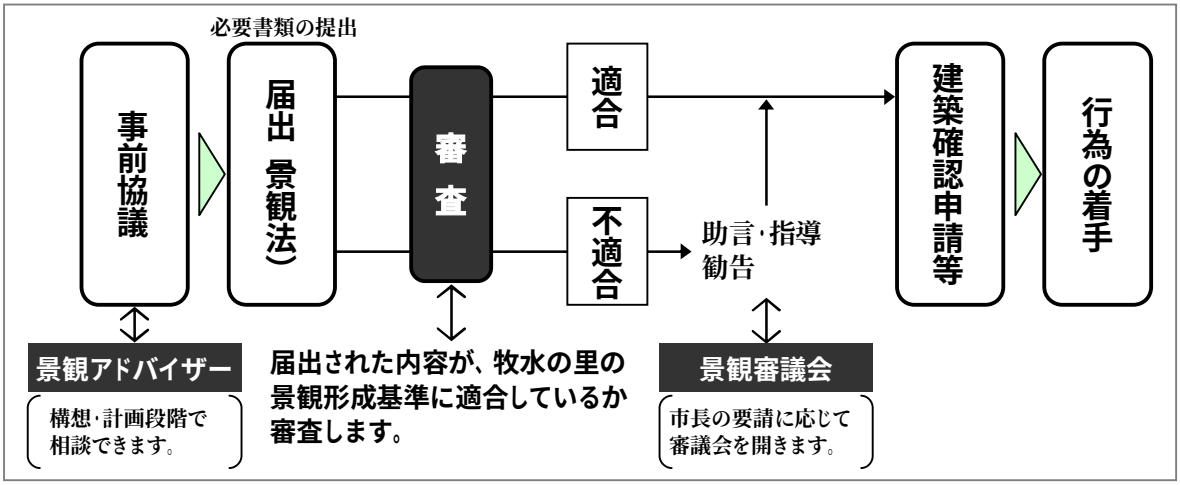

▲手続きの流れ

- 建築物の新築など、届出対象行為に該当する行為を行う住民や事業者は、あらかじめ「景観形成基準」の内容を把握するとともに、建築確認申請や開発許可制度等の法令上の手続き前までに行為の内容を市と協議した上で、市に「届出」を行います。
- 市は、届出の内容を審査し、必要に応じて助言・指導または勧告を行います。
- 必要に応じて、学識経験者等で構成する「景観審議会」を開催し、届出の内容について審議します。

（３）景観法を活用した取り組み体制の充実

景観法では、景観づくりの取り組みに対して様々な制度を設けています。市では、地区住民の景観づくりの機運に応じてこれらの制度を柔軟に活用し、地域住民が中心となった景観づくりの取り組み体制の充実を図っていきます。以下に、景観法に位置づけられている主な制度を整理します。

①景観協議会　（景観法第１５条第１項）

景観計画区域内において良好な景観づくりに関する協議を行う組織です。景観行政団体や景観重要公共施設の管理者、景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて関係行政機関や公益事業を営む者、住民その他良好な景観づくりを行う者を加えることができます。

②景観整備機構　（景観法第９２条）

景観づくりに対する地域住民の取り組みを支援する組織です。ＮＰＯ法人や公益法人等を位置づける制度であり、景観行政団体の長が指名することができます。景観整備機構は、良好な景観づくりを行う者に対する情報提供、景観重要建造物等の管理、良好な景観づくりに関する調査研究等を行います。市では現在、社団法人宮崎県建築士会を景観整備機構に指定しています（平成 23 年 9 月末時点）。

2 身近なところからはじめる景観づくりの推進

牧水の里景観まちづくり協議会では、身近なところから始める景観づくりの取り組みについて、各地区の公民館を中心とした地域活動が担っていくことを確認しました。

また、牧水の里景観まちづくり協議会が中心となって行う景観づくりの取り組みとして、以下のようなアイデアが出されました。これらのアイデアについては、今後、景観まちづくり協議会において、各地区の公民館活動や各種団体等の協力を得ながら、実現化に向けて検討を進めていきます。

（1）「学ぶ」取り組み

【協議会で出されたアイデア等】
- まずは知ってもらう（特に地域の人に）
- 社協などで良い点、悪い点をWS形式で
- 座談会（サロン）の開催
- 牧水の里の景観についての学習会　など

→ **・地域住民に牧水の里の景観資源を広く知ってもらい、関心を高めるための取り組みの実施**

▲例）小学生を対象にした景観学習

（2）「守る」取り組み

【協議会で出されたアイデア等】
- 日常的な清掃活動の継続
- 地域ぐるみのクリーン作戦の実施
- ホタルの生育環境を守る　など

→ **・ホタルの生育環境など牧水の里の貴重な景観資源を守るための清掃活動の実施**

▲例）清掃活動の実施※1

（3）「育てる（活かす）」取り組み

【協議会で出されたアイデア等】
- 散策マップをバージョンアップする
- マップづくり
  （協議会で出された意見の活用）
- 牧水ウォークでの活用　など

→ **・景観資源等を整理したマップの作成、牧水ウォークなどでの景観資源マップの活用**

▲例）景観マップ※2

（4）「直す（整理する）」取り組み

- **届出対象外の行為について、景観形成基準を参考にした上での行為の実施**
- **壊れた案内板の修理や色の塗り替え等の実施**

（5）「創る」取り組み

【協議会で出されたアイデア等】
- 道路沿いを花いっぱい
- 花の植栽
- コスモスの植栽
- 彼岸花の植栽
- 桜の植栽

→ **・新たな景観資源の創出に向けた、彼岸花などの植栽活動の実施**

▲例）彼岸花の植栽※3

※1：出典：国土交通省　景観まちづくり教育 HP
※2：出典：秋田市 HP
※3：出典：岡山県 HP

3 他の計画等との連結について

市では、牧水の里景観計画の運用に際して、観光の活性化の促進と具体的な行動計画を明確にした「日向市観光振興計画」など、様々な計画や制度との連結を図り、それぞれの計画の特性を活かしながら景観づくりを進めていきます。

▼景観に関連する計画・制度（牧水の里に関連するもの）

計画・制度の名称	「景観」に関する施策（抜粋）
日向市 山村振興計画 策定主体：日向市 策定年月：平成 20 年 2 月	【Ⅲ．振興の基本方針より抜粋】 ○若者の定着と地域の活性化を図り、活力のある山村社会の実現 ・基幹産業である農林業の振興 ・恵まれた自然環境を生かした観光地の形成 ・治山・治水対策、災害防止対策などの推進 【Ⅳ．振興施策より抜粋】 ・農道の整備、かんがい排水等の整備 ・林道・作業道の整備、造林・下刈・間伐等の事業 ・営農活性化対策、特産品開発、商工会の組織強化、イベント事業等を推進 ・芸術文化振興のための施設整備の推進、短歌祭り等の振興 ・河川改修事業、砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等 ・地域特性と農林業等山村の魅力を生かしたまちづくりの推進、グリーン・ツーリズム等による交流人口の拡大、定住・二地域居住の促進
日向市 過疎地域 自立促進計画 策定主体：日向市 策定年月：平成 22 年 12 月	【１基本的な事項　(4) 地域の自立促進の基本方針より抜粋】 ①　若者が定住できる環境づくり ②　高齢化への対応 ③　豊かな自然環境の維持 【２産業の振興　(2) その対策　⑤ 観光より抜粋】 ○牧水公園、牧水生家、若山牧水記念文学館を東郷町域の観光拠点とし、ウォーキング大会の開催や滞在型観光へ向けた「短歌塾」の開催など、牧水のふるさと観光まちづくり推進事業を推進する。 ○観音滝、冠岳、尾鈴連山などの東郷町域の美しい自然・景観や、農林業体験など農山村の魅力を活かした健康・保養・体験交流型の観光商品を開発する。 【3交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進　(2) その対策　⑤ 地域間交流より抜粋】 ○郷土の歌人「若山牧水」を活かした地域間交流事業を推進する。 ○農業トラストクラブによる生産者と都市部住民との協働による農産物の生産活動など、町域外住民との交流促進を図る。 ○東郷町域ならではのグリーンツーリズムや、ワーキングホリデーなど、新たな地域間交流事業の導入に努める。 【８地域文化の振興等　(2) その対策より抜粋】 ○国民的歌人「若山牧水」にちなんだ観光ルートの開設や、「若山牧水記念文学館」を活用した事業の展開など、全国ブランドである「若山牧水」を活かしたまちづくりを推進する。 ○若山牧水、黒木傳松、高森文夫など本市にゆかりのある方々を活かした芸術文化活動を推進する。 ○東郷町域内に残る貴重な文化財を保存・活用し、後世に正しく継承していくために、調査保存体制の充実に努める。 ○地域伝統文化の継承のため、青少年や青年層の継承活動への参加を促進するとともに、リーダーとなる人材の育成に努める。 【９集落の整備　(2) その対策より抜粋】 ○地域住民との連携による集落点検や調査などにより、集落の実態の把握に努める。 ○市民の自主的・主体的な活動を促進するとともに、その活動を推進する地域リーダーの育成に努める。

▼景観に関連する計画・制度（牧水の里に関連するもの）

計画・制度の名称	「景観」に関する施策（抜粋）
日向市 観光振興計画 策定主体：日向市 策定年月：平成 18 年 3 月	【施策の基本方向より抜粋】 ○環境： ・地域資源の保全／地域資源の活用（地域資源の発掘／地域資源の再生・活用） ○観光： ・観光拠点の形成 ○景観： ・観光まちづくりの推進（アクセス改善／施設整備／景観・まちなみ保全・整備） ・連携・ネットワークの形成
日向市 環境基本計画 策定主体：日向市 策定年月：平成 17 年 3 月	【美しい街並みの整備より抜粋】 ○美しいまちなみの整備 ・良好な景観の形成 ・美化運動の推進

4 景観計画の進行管理

牧水の里景観計画に基づく良好な景観づくりを推進するため、地域住民や事業者、行政による景観づくりの取り組み状況を随時公表していきます。

また、地区住民や景観審議会等の意見を聞きながら、目標の共有（Ｐｌａｎ）、実行（Ｄｏ）、評価（Ｃｈｅｃｋ）、改善（Ａｃｔｉｏｎ）により計画の進行管理を充分に行っていきます。

さらに、景観づくりは長い月日を要することから、時流や嗜好の変化、上位・関連計画の改訂等により、必要に応じてこの計画の見直しや充実を図っていきます。

参　考　資　料

参考１　牧水の里景観計画の策定に係るアンケート調査の結果

１ 調査概要

■実施目的
牧水の里の景観に対する意見を把握し、景観計画に意向を反映する

■調査対象
牧水の里（坪谷地区・仲深地区）の全世帯　297 世帯

■調査形式
班長が配布・回収

■調査期間
平成 22 年 10 月 4 日～平成 22 年 10 月 13 日

■主な調査項目
1）牧水の里の景観について（景観に対する印象、好ましい景観、景観の問題点）
2）牧水の里における景観まちづくりについて（景観まちづくりの必要性、必要な取り組み・ルール、景観づくりへの参加意欲）
3）回答者ご自身のことについて（性別、年齢、居住地区、居住年数）

２ 調査結果

【回収数・回収率】

・配布数は 297 世帯、回収数は 176 世帯、回収率は 59.6%であり、多くの方々から回答をいただくことができた。

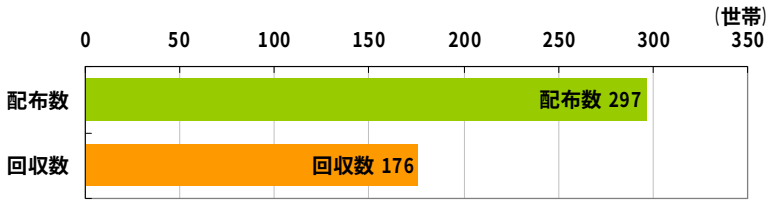

問１　牧水の里全体の景観についてどのような印象をお持ちですか？（１つだけ）

・「とても魅力的である」への回答が 23.3%で最も多い。
・「やや魅力的である」を合わせると、6 割以上の方が魅力的であると回答しており、牧水の里の景観が魅力的であると感じている方が多い。

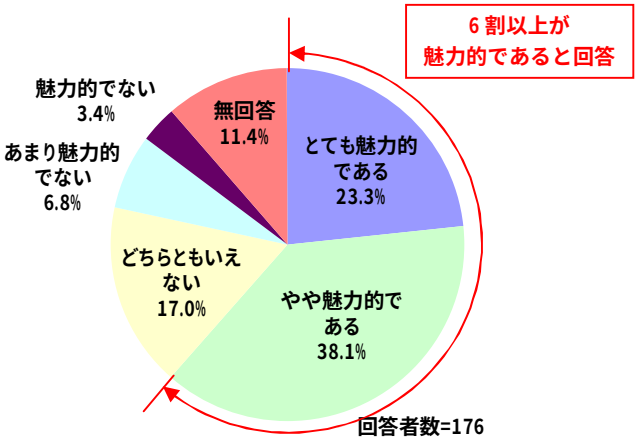

問２　牧水の里の景観の中で、好ましいと思う景観をお選びください。（いくつでも）

・「牧水生家など文化的景観」への回答が 44.9%で最も多く、ついで「坪谷川の水辺の景観」となっている。
・石橋や神社、滝や並木などに対する回答率は低く、景観資源として知られていなかったり、新たな景観づくりの取り組みが求められていたりする可能性がある。

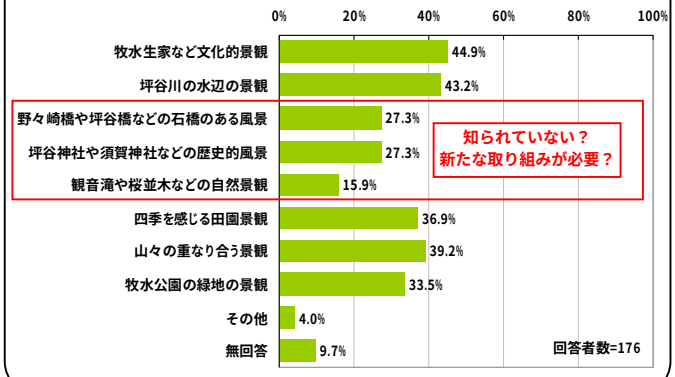

問３　現在の牧水の里には、どのような問題があると感じられますか？（いくつでも）

- 「耕作放棄された田畑、荒れた森林」への回答が 39.8%で最も多く、ついで「歴史や文化を感じさせる建物や石垣などの減少」が 20.5%となっており、自然景観や歴史・文化的な景観を守り育てていくことの必要性が伺える。

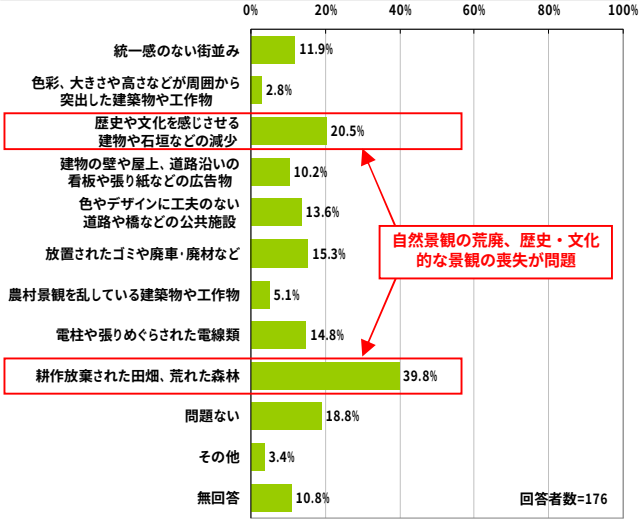

問４　あなたは、牧水の里の景観まちづくりは必要だと思われますか？（１つだけ）

- 「ぜひとも必要である」への回答が 38.1%で最も多い。
- 「多少は必要である」を合わせると、7 割近くの方が必要であると回答しており、牧水の里における景観まちづくりの必要性が伺える。

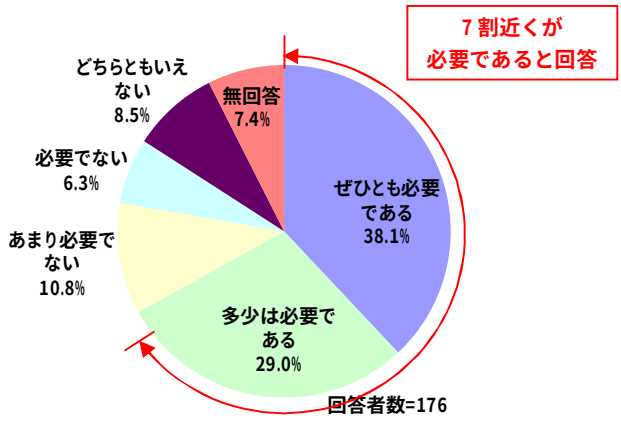

問５　今後、牧水の里において、日向市が景観に関して取り組んでいくべきことはどのようなことだと思われますか？（いくつでも）

- 「自然景観や田園景観の保全」への回答が 53.4%で最も多く、ついで「歴史的・文化的な建造物の保全」となっており、自然景観や歴史的・文化的な景観の保全が求められている。
- また、緑化や花植え、清掃活動など、身近な景観づくりへの支援が求められている。
- さらに、景観を学ぶ機会の提供や地区の活気づくりの支援など、景観に対する意識醸成や、景観資源を活かした地域づくりへの支援が求められている。

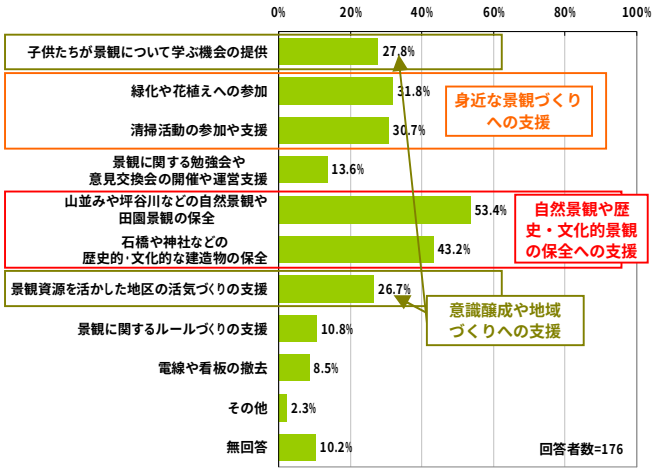

問６　牧水の里の景観を守り、まちづくりに活かしていくためには、どのような景観づくりのルールが必要だと思われますか？（いくつでも）

- 「景観上優れた建造物や樹木を保存するルール」への回答が 33.0%で最も多く、ついで「敷地の緑化に関するルール」が 26.1%となっている。
- 一方で、「特に必要ではない」への回答が 18.8%となっており、景観づくりのルールを定める際には、ルールの必要性や内容等について十分に周知を図る必要がある。

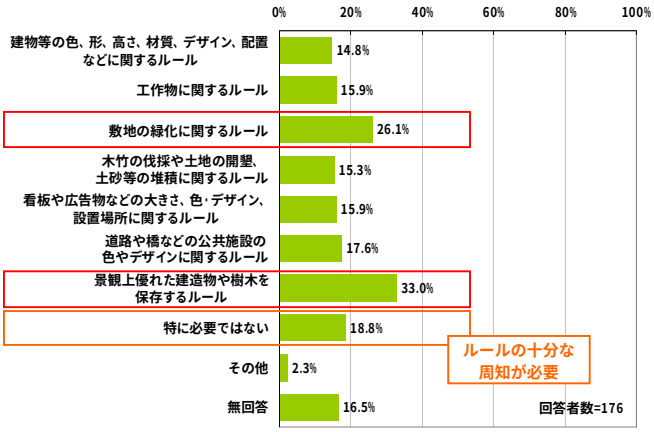

問７　あなたは、どのような景観づくりに参加してみたいと思いますか（２つまで可）

・「地域の公園や道路などの美化」への回答が 39.2%で最も多く、ついで「地域や家庭での花づくりや植栽」が 31.8%となっている。
・身近で楽しみながら関わることができる景観づくりへの参加意向が伺える。

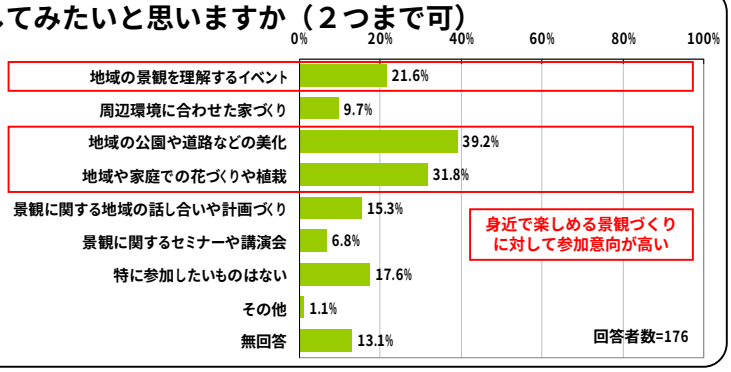

問８－①　性別は？

・男性が 60.8%、女性が 29.5%となっており、男性からの回答が多い。

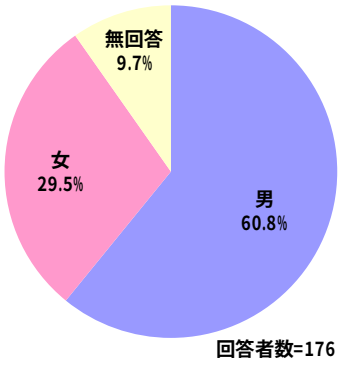

問８－②　年齢は？

・70 歳以上が 35.2 %で最も多く、ついで 60 歳代の 27.8%となっており、高齢層が 6 割以上を占めている。

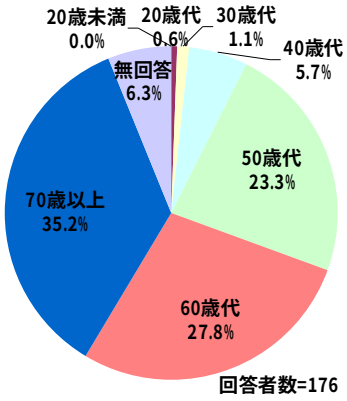

問８－③　住居地区は？

・坪谷地区が 51.7%、仲深地区が 38.1%となっている。

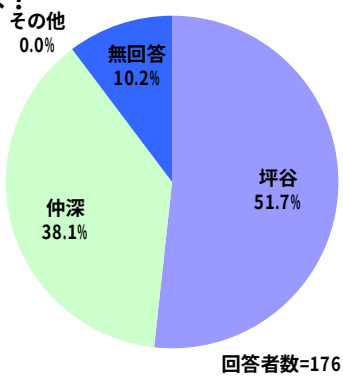

問８－④　居住年数は？

・30 年以上居住している方が全体の 7 割以上を占めている。

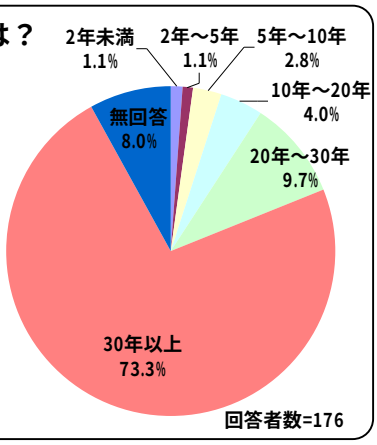

景観づくりについての自由意見

（記入いただいた意見を事務局で整理し、景観に関する主な意見を抜粋しています。）

1）自然景観に関する意見

・自然に手を入れるほどのことはない。無駄。後が続かない。
・自然を考えるなら無闇やたらな開発をやらないことである。必要でない山道等は、自然破壊の最たるものである。人口林ばかりで、山谷の水は枯水、農用の水も枯水してしまう。昔の自然は、どこにも無い。景観とは自然である。

2）公共施設の景観に関する意見

・坪谷の国道の草刈をしてほしい
・国道沿いの草木が背高く茂っていると、鹿などが立っているのが分かりづらく、“ドキッ”とした事が何回もあり、車とぶつかって死んでいるのを見かけた事も・・・
・道路に落ちている木の葉等。

３）景観づくりのプロセス・景観づくりにおける市民参加に関する意見
・景観づくりには、地権者の同意が必要 ・景観づくりは、市の取組み姿勢と地域の人々の理解と協力があって、みんなで取り組まなければ、全体の景観は望めない。 ・専門家による牧水の里づくりの提言を踏まえ、議論した方が良いのではと思う。地元に住んでいる人は、地元の良さが見えにくいと思う。 ・景観づくりの中に地区民の意識も重要と感じてます。ここの地区民にはそれに足る認識があります。人づくりも景観の一つと考えますので、その視点が今回のアンケートに無かったのは、残念です。今後は、人づくり（地区民の意識）の面も、景観づくりに反映してもらいたいと思いました。 ・景観づくりについては、住民の意見や何回も協議を重ねて、子供や孫達に負担のかからない景観づくりをしたいと思う。説明会を開いてほしい。

４）景観づくりのルールに関する意見
・エリアイメージ図を見る限り、坪谷地区の民家、農用地の殆どが指定区に入ることになる。一度指定を受けると何かにつけ申請が必要になる。景観づくり指定は結構だが、農業や生活にも支障をきたす様になっては困る。景観については、今で十分だと思っているので、指定は牧水公園一帯にすべきだと思うし、そうなる事を願う。 ・牧水の里のエリアは、仲深地区は全域とすべきと思います。 ・当地は田園地帯である。必要以上のルール作りは望まない。

５）景観づくりや地域づくりの取り組みに関する意見
・植木の手入れが不十分 ・牧水公園全体とそこまでの国道沿いの美化に常に気をつけて手を入れていくと、１年を通しての活動が結果としてすばらしい景観となって見てもらえるのではないかと思う。 ・野々崎橋、坪谷橋の保存と周辺の美化。野々崎橋周辺は、野々崎地区の人たちが花などの植栽をしているが、他の地区の人たちも手伝いはできないものか。 ・地域の人が牧水の事を理解してくれたらいい。牧水公園に四季の花を植えたらいい。つつじ以外の花も植えたらいい。 ・景観づくりといって、大げさな取組みは出来ない。ただ自分の周辺は可能な限り、美化に取組みたい。 ・地区の活性化をお願いしたい。 ・毎年、満開のツツジの中で祭りをしてほしい。 ・牧水の里と言えど、牧水の知識を分かっている人がどの位いるのでしょう・・・。里に訪れる観光の魅力も何もない気がする。販売店、コンビニ等もあるわけでなく、何らかの観光には販売所もあってほしい気がする。冬場には、イルミネーション等で、景観づくりで牧水の里の場所なり、皆に広げていくのも良いのでは・・・。

６）景観づくりや地域づくりの取り組みに関する意見
・田舎らしい田舎。半端じゃない。牧水生涯の土地らしく、故郷を思い出させる風景ですね。 ・里山の方々が楽しく、大事に暮らしてゆく。これから先子供たちも心に常に牧水の里を深く残して欲しい。その心が牧水の景観を大事にする心につながると思います。 ・今、私は５７歳ですが、２０年、３０年後の景観づくりを考えると不安を感じます。地域の人口が問題となりそうです。 ・牧水の里と言いますが、そんなに有名ではないのでは？実際に誰ですか？と聞かれたこともありますし、興味がある人しか来ることはないと思います。特に今のままで変える必要もないと思います。 ・坪谷区と仲深区が一体となったものでなければならない。久井原、下水流、下中瀬はどうなるの！尾鈴連山から西林に至る山脈の美しさは・・・ ・高齢化が進展する中で、住居さえあればこの地に住みたい。若いうちは親世帯と同居することには抵抗があるが、快適な住居があればいいと考えている人や世帯があることも事実である。牧水の里に見合うような住居づくりも大切である。行き過ぎた過疎化や高齢化は景観づくりを進める上で支障となる。 ・景観だけが良くても幸せな生活は出来ない。

参考２　牧水の里景観まちづくり協議会　名簿

＜委員＞

	地区・役職名		氏　　名
1	坪谷区	前坪谷区長	寺原　　正
2		坪谷区長	三浦　正教
3		前地域協議会産業経済委員長	那須　成章
4		地域づくり部会長	三浦　浩司
5		前生活福祉部会長	矢野　正史
6		前自主防災部会長	海野　公生
7		前自治活動部会長	稲田　邦夫
8		前女性部会長	矢野みどり
9	仲深区	前仲深区長	荒砂　建一
10		仲深区長	川越　　洋
11		前書記会計	和田　　稔
12		住民代表	黒田美智子
13		住民代表	大石喜太男
14		農業トラストクラブ会長	山口　一好

＜オブザーバー＞

	課・係	役職	氏　　名
1	建築住宅課	課長	森山　福一
2	建築住宅課　審査係	主査	治田　伸二
3	地域振興課　産業振興グループ	グループ長	藤田　和彦
4	地域振興課　地域振興グループ	主査	松掛　芳美
5	文化スポーツ課　若山牧水係	課長補佐	三浦　元生
6	教育総務課　文化財係	課長補佐	緒方　博文
7	観光振興課　観光振興係	係長	長山　尚広
8	観光振興課　観光振興係	主事	治田　健吾

＜事務局＞

	課・係	役職	氏　　名
1	まちづくり政策課	課長	尾﨑　光一 松本　隆司
2	まちづくり政策課　都市企画係	課長補佐	中城慎一郎
3	まちづくり政策課　都市景観係	係長	有田　裕美
4	まちづくり政策課　都市企画係	技師	川﨑　博史
5	まちづくり政策課　都市景観係	技師	黒木　隆生

参考３　牧水の里景観まちづくり協議会　開催経緯

回	開催年月日	主な内容	
第１回	H22．1.29	・基調講演「牧水文学を育んだ風景」 東京工業大学　桑子敏雄　教授 ・意見交換	
第２回	H22．2.24	・牧水の里の「風景」の活かし方について	
第３回	H22．3.23	・５０万ボルト送電線日向幹線事業について	
	H22.10.25	・送電線現地視察	
第４回	H22．9.17	・景観計画策定の目的と構成について	
第５回	H22.11．3	・牧水の里の景観の現地確認（里歩き）	
第６回	H22.11.16	・景観づくりの将来像の検討	
第７回	H22.12.21	・景観づくりのルールの検討	
第８回	H23．2.17	・景観計画（協議会案）の検討 ・身近なところからはじめる景観づくりの検討	
第９回	H23．3.24	・景観計画（協議会案）の確認	

参考４　牧水の里景観づくり　かわら版

回	発行年月	主な内容
第１号	H22．3	・日向市における景観まちづくりの取り組みについて ・第１回牧水の里景観まちづくり協議会の開催結果
第２号	H22.10	・第４回牧水の里景観まちづくり協議会の開催結果 ・50 万ボルト送電線について
第３号	H22.12	・第５回・第６回牧水の里景観まちづくり協議会の開催結果
第４号	H23．1	・第７回牧水の里景観まちづくり協議会の開催結果
第５号	H23．4	・第８回・第９回牧水の里景観まちづくり協議会の開催結果

牧水の里景観づくり かわら版　（第１号）

平成 22 年　3 月
牧水の里景観まちづくり協議会　発行

日向市では、景観まちづくりに取り組んでいます！

1．景観まちづくりに取り組んでいます！

日向市では、景観行政団体として景観づくりの方針となる「景観基本計画」を策定しました。
（※景観行政団体とは、景観行政の事務処理を行うことができる自治体です。）

2．日向市駅周辺地区や細島地区において景観まちづくりの取り組みが始まっています！

日向市駅周辺地区や細島地区において地区の皆さんと協働で景観まちづくりに取り組んでいます。

3．日向市景観基本計画において牧水の里地区を景観形成重点地区に位置づけました！

牧水の里地区では、平成１８年度に地区の皆さんの景観に対する意識向上を目的とした意見交換会を実施し、住民参加により景観資源の概況についての調査を行いました。その後、「日向市景観基本計画」において、その成果を活用させていただき、牧水の里地区を「景観形成重点地区」として、優先的に整備、誘導する地区に位置付けました。

「牧水の里地区」における景観まちづくり

景観づくりは地区の皆さんのご理解・ご協力が必要不可欠です。地区の実情に応じた取り組みが大切であることを踏まえ、本年度からは、坪谷・仲深の住民の皆さんによる「牧水の里景観まちづくり協議会」を設置しました。

第１回協議会を１月２９日に開催し、今後の景観まちづくりの進め方等について話し合いました。

＜牧水の里景観まちづくり協議会の役割＞
- 地元と行政との調整役
- 地区の景観づくりの方向性を定める
- 地元の情報を提供する

目的：次世代に、この景観資源を残したい！

手段：方針を定める、約束事を定める

地　元
＝
協議会
＝
行　政

▲意見交換会の様子

▲東京工業大学・桑子敏雄教授による講演

【意見交換会での主なご意見】
- 人と人との交流があることは素晴らしいことだと思う。交流によって自分たちも元気をもらっている。
- 新しい視点で地域を見直すと、気づかなかった風景も再発見できるかもしれない。
- 地域づくり、交流、神楽、防災等が景観につながっていることを知ることができた。自分たちは、当たり前に思っていることの素晴らしさや良い所を見出していく積極的な姿勢が大切だと感じた。
- 牧水の里には、他所とは違う奥深さや良いものがあると思う。
- 風景には、多様な価値感がある。頭の中で決めつけてしまわないことが大切だと思う。

第２回牧水の里地区景観まちづくり協議会（H22.2.24　ふるさとの家（牧水公園内））

▼牧水の里地区で大切にしたい風景として以下が挙げられました

<豊かな自然>

・石橋の下などにホタルがいます。

・このような自然の豊かさを子供たちに伝えられるのは、この坪谷の景観だけじゃないかと思います。

・登山道が整備されており、ここだけの珍しい植物も自生しています。

<素晴らしい眺望>

・山頂からは細島港が見えて、おそらく牧水も詠んだ山はここではないかと思います。

・卸児の国道の直線から西側を眺めた時、朝夕の稜線はもの凄くきれいな風景です。

<大切な歴史･文化>

・３２７号線を戻ると歴史的に祭りや神楽に縁のある土地が多い。

・坪谷城、神社やお寺、馬頭観音や庚申塚など。

・昔からの古い階段(若宮神社)

・石橋(3 箇所)、旧国道の猪のつき谷にも石橋がある。石蔵

・昔から畑では、旧石器時代の矢ジリや土器が出土している。

<シンボル的な樹木など>

・坪谷神社にはクスノキ、坪谷神社の梅やクスノキも有名

・牧水生家の山桜も綺麗

・三浦さんのお宅(ガーデニング)に沢山の方々がお見えになっている。矢野さん宅の庭園もきれい。

・国道沿いのシイノキ林は、春先になるときれいな甘い香りがする。

【当日のプログラム】

１．あいさつ・趣旨説明

２．前回協議会の確認

３．景観を活かしたまちづくり

４．生活の中にある風景（ワークショップ）

５．グループ発表

６．閉会

時間　19:00～21：00

▼ワークショップ風景

（グループ毎に、牧水の里の風景を地図に書き込んでいただきました）

メッセージ

本市では、「景観づくり＝地域づくり」の基本方針のもと、今後とも牧水の里地区を含めた日向市全域において景観づくりに取り組んでいきます。

景観づくりには、地区の皆さんの意見や考えが大切です。ささいな事でもお気軽にご意見をお寄せください。

お問合せ

牧水の里景観まちづくり協議会事務局

（日向市建設部まちづくり政策課内）

担　当　：都市景観係

電　話　：52-2111（内線 2617）

e-mail：machi@hyugacity.jp

参考 4

牧水の里景観づくり
かわら版　(第２号)

第４回牧水の里地区景観まちづくり協議会を開催しました！

４月に発生した口蹄疫も無事終息し、９月 17 日に牧水の里景観まちづくり協議会が約半年ぶりに開催されました。今回の協議会では九州電力㈱が計画している「50 万ボルト送電線」についての協議と、牧水の里で策定する「景観計画」についての概要説明を行い、これからの方針やスケジュールについて意見交換を行いました。

「50 万ボルト送電線」は景観への影響が大きいため、市と九州電力㈱の間で協議を行っているところですが、景観に配慮したルート選定や市民への情報提供について更なるお願いをしているところです。今回は、現在計画されているルートで事業を行った場合の景観に対し、どのような対応をとっていくかを話し合いました。

また、今回から景観計画の策定をお手伝いしていただくパシフィックコンサルタンツ㈱より「景観計画」についての概要説明を受け、今後の景観まちづくりの進め方について話し合いました。

● ５０万ボルト送電線について

この事業は電力の安定供給のために必要なものですが、大規模な送電線が景観に与える影響は大きくなります。前回の協議会では全体説明会を行うこととしていましたが、その後、九州電力㈱による地区の役員さんなどへの個別説明会が実施されており、現在の協議会の意見はどうなのか話し合いました。

景観は住む人や訪れる人の共有財産であり、市の諮問機関である景観審議会でも地区住民や市民に十分な説明を行う必要があるという意見が出されています。

協議会では、まず、実際に送電線が建設されている現地を見て、牧水の里での計画がイメージできるようにした上で、再度検討するという事が決まりました。

協議会での主な内容は裏面のとおりです。

● 景観計画について

景観計画は良好な景観を守り、育て、引き継ぐために、目標や方針、実現のための仕組みなどを定めるものです。協議会では景観計画を策定するために、今後、どのように検討を進めていくか話し合いました。

その結果、まず、牧水の里の景観を現地で確認し景観づくりの将来像やアイデアを考えていくことにしました。

● 景観づくりへのご協力・ご参加をお願いします！

○ 11 月３日(祝)に、「まち歩き」をします。

たくさんの地域の人と一緒にまち歩きをして、観たり聴いたりしたことを景観計画に活かしたいと考えています。隠れた名所なども教えて下さい。

皆さんのご参加、ご協力よろしくお願いします。

○ アンケート調査を行います。

景観計画を策定するために、景観づくりについて地域住民のみなさんがどのように感じ、どのようにしていきたいのかご意見を伺うため、アンケート調査を行うことにしました。ご協力よろしくお願いします。

ちょっと詳しく　～　５０万ボルト送電線について　～

日向市の説明：まちづくり政策課

- 電力の安定供給のため、必要な事業である。
- 間近にある山の上に 30 階建てビル位の高さの鉄塔が建ち、また送電線も大規模となるため景観への影響は大きい。
- 景観とは、住む人や訪れる人の共通の財産。
- 鉄塔が建つと、どうなるという事を知ってもらい、景観について考えるだけで意義がある。
- 市の諮問機関である景観審議会でも、地区住民や市民に十分な説明を行う必要があるという意見が出されている。

九州電力㈱の説明

- 地形や住宅の位置などの関係で、やむを得ず現在計画しているルート選定に至った。
- 送電線が最も接近する地区で説明会を行い、協定を結んだ。
- 坪谷地区の班長会で説明を行い、事業に対して理解を得た。地区住民の方には、パンフレット回覧により事業の周知を行った。
- 鉄塔の色については今後検討するが、背景が山の場合は、黒っぽい色を考えている。
- 送電線は、高圧のため着色はしない。

意見交換会での主な意見

- 景観に対する意識啓発にもなるので、説明会を行ったほうがよいのでは。
- 地権者の意見を尊重したいが、協議会から全体説明会の要望があがれば住民に呼びかけはする。
- 鉄塔の色などルート変更以外の景観配慮の条件を協議していくべきではないか。
- 時間が経てば鉄塔も気にならなくなり、問題はないのではないか。
- 鉄塔は無い方がいいが必要なものである。どこを妥協点とするのか。
- 実物の鉄塔は、パンフレットとは違いとても大きく感じる。多くの人に現地を見てもらいたい。
- 実物の鉄塔を視察して、イメージを高めてから考えてみてはどうか。

コンサルタントの意見

- 送電線事業そのものに反対し、ストップをかけようというものではない。
- 牧水の里は外部から見ても大変素晴らしいが、住む人には当たり前であり、景観に対する意識が高まらないのが一般的。
- 景観づくりが手遅れとならないように、景観づくりに対して地域の皆さんに関心を持っていただきながら、ルールを決めようというのがこれから作る景観計画である。

ま と め

- **実際に建設されている鉄塔を視察する。視察をした後、再度検討する。**
- **協議会のメンバー以外の方にも、参加を募る。**

メッセージ

本市では「景観づくり＝地域づくり」の基本方針のもと、今後とも牧水の里地区を含めた日向市全域において景観づくりに取り組んでいきます。

景観づくりには、地区の皆さんの意見や考えが大切です。お気軽にご意見をお寄せください。

お問合せ

牧水の里景観まちづくり協議会事務局
（日向市建設部まちづくり政策課内）
担　当：都市景観係
電　話：52－2111（内線２６１７）
E-mail：machi@hyugacity.jp

牧水の里景観づくり かわら版 （第３号）

第５回牧水の里景観まちづくり協議会を開催しました！

「里歩き」で牧水の里の景観を現地で確認！

平成 22 年 11 月 3 日（水・文化の日）午前 9 時から、『第５回牧水の里景観まちづくり協議会』を開催しました。坪谷・仲深の各区長をはじめとする協議会委員や地域の方々など、20 名の方々が参加しました。

今回は、『牧水の里の景観を現地で確認しよう！』というテーマのもと、３つのグループに分かれて「里歩き」を行いながら、牧水の里の景観を現地で確認しました。

「景観」について意識しながら歩くことにより、普段は見過ごしてしまう景観の美しさに気づいたり、新たな景観資源を発見したり、牧水の里の景観の問題点について考えたりすることができました。

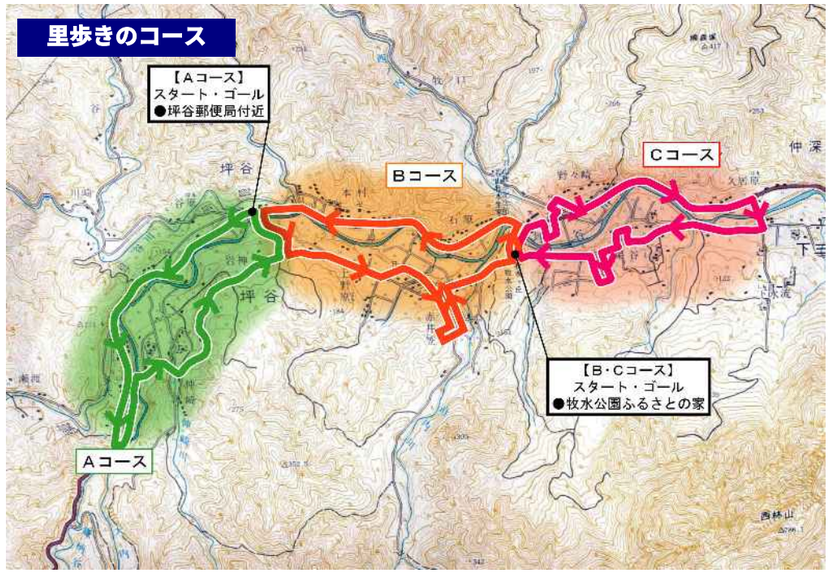

「里歩き」で気づいたことについては地図に整理し、次回の協議会での議論に活かすことにしました。

第６回牧水の里景観まちづくり協議会を開催しました！

平成 22 年 11 月 16 日（火）午後 7 時から、牧水公園ふるさとの家で『第 6 回牧水の里景観まちづくり協議会』を開催しました。坪谷・仲深の各区長をはじめ、10 名の協議会委員の方々が参加しました。

はじめに 10 月 25 日に行った九電鉄塔の視察結果について、事務局が報告しました。

そのあと、『牧水の里の景観づくりの将来像を考えよう！』というテーマのもと、３つのグループに分かれ、牧水の里の景観づくりについて活発に議論しました。

九電鉄塔の視察結果を報告！

視察場所	綾町、国富町
主な意見	・改めて景観について考えるいい機会になった。身近な所から綺麗にして良いまちづくりを考えたい。 ・事業の必要性は理解できるが、建設後では変更が出来ないので、可能な限り景観に配慮した計画を九州電力㈱に求めたい。

牧水の里の景観づくりの将来像を議論！

景観計画の策定に向けて、協議会で本格的に検討を始めました。はじめに、「景観計画の構成案」について事務局が説明しました。また、先日行った「牧水の里景観計画の策定に係るアンケート調査」の結果についても説明しました。そのあと、グループ別に分かれ、前回の里歩きの結果を整理する作業を行うとともに、景観づくりに取り組む範囲や景観づくりの将来像について熱く議論を交わしました。

◇アンケート調査の結果（ご協力ありがとうございました）

問１　牧水の里全体の景観についてどのような印象をお持ちですか？（１つだけ）

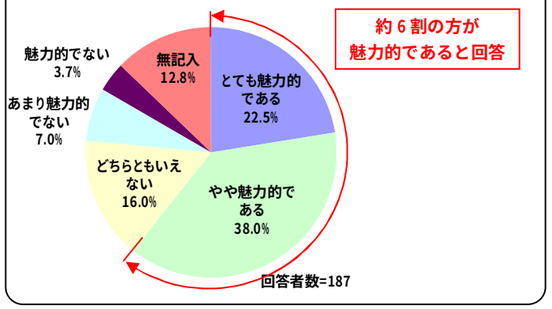

問４　あなたは、牧水の里の景観まちづくりは必要だと思われますか？（１つだけ）

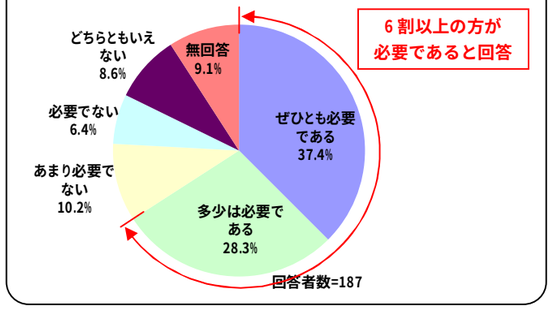

※紙面の都合上、主なものを抜粋しています。詳しい結果をお知りになりたい方は事務局までお問合せください。

◇グループ討議１　景観資源の整理

先日の里歩きで撮影した写真などを使いながら、牧水の景観の「良いところ」や「改善すべきところ」について整理しました。

：良いところ
：改善すべきところ

	Aグループ					Bグループ								Cグループ				
自然に関する景観資源	眺め良好絶景	農免道路からの素晴らしい眺め。但し、鉄塔、送電線の影響が心配		農免道路の緑のトンネル	よしが残っている	頑張っている木	坪谷神社の楠の木が見事で、周りとマッチしている	坪谷神社からの景観が素晴らしい	澄んだ迫内川がきれい	ヨシノコがいる 川から見る景観がよい	観現山と他の山々との景観がよい							登山ルートの整備
歴史・文化に関する景観資源	歴史的な石橋 ホタル橋が絵になる	石積	馬頭観音	管理不足の地蔵		神社の古さが周りの自然とマッチしている		牧水生家の案内板が雰囲気とマッチしていない	坪谷橋の水道管が添加されて景観を損なっている	番所跡の碑が倒れている理由が不明	矢野盛園が荒れている(きれいに管理すれば…)		坪谷橋が古くて見づらい	祇園様夏祭り		ガードレールをギ木に変更	埋もれた資源を発掘した！ 案内板など分かりやすく	
生業・生活・社会基盤に関する景観資源	コンクリートの法面	鶏舎が目立つ	散策コースの景観を阻害している農業用タンク	電線が魅力ある眺望を阻害している	散策コース沿の空家（利用を考える）	牧水の銅像は朝、夕がきれい	消火用ホースの格納箱の色が赤で目立つ	民家の石垣が良い景観をつくっている	ガードレールの色(白)が周囲とマッチしていない	電線が景観を壊している	民家の跡が雑草で手入れがされていない				石垣とコスモスが調和して美しい			めずらしい資源	
	安全な歩道がほしい	ガードレールの色が景色に合わない	管理不足の歩道	管理不足危険															
景観づくりの取り組み	道沿の景観を管理されている	ガーデニング				高欄が汚い 周囲とマッチしていない								案内板がわかりにくい自然素材は◎	沿道のコスモスかわいい		梅の花きれい！	
その他						公園の入口が分かりにくい								色(赤)の塗り替え	表示板などが点在整理できないか	消防の首の機械が入っている？	看板の取り替え	
																貴重ならんま(保存)	楠森塚への散策道の整備	

◇グループ討議２　景観づくりに取り組む範囲

牧水の里として一体的に景観づくりに取り組む範囲について議論しました。

「眺望のことを考えると、仲深・坪谷の広い範囲で取り組んでいくべきではないか」、「下仲瀬を範囲に含んだほうがいいのではないか」、「里歩きで歩いた範囲で考えてはどうか」といった意見が出されました。

◇グループ討議３　景観づくりの将来像

整理した景観資源や、景観づくりに取り組む範囲を踏まえ、牧水の里の景観づくりの将来像のキーワードを出し合いました。

	Aグループ	Bグループ	Cグループ
キーワード	守る景観／原風景／それぞれの散策コース／ホタル／ふるさと（郷土）の原風景／お月さん／朝日／心のふるさと／眺望	森林／鳥のさえずり／人／四季折々の自然／古さ／川のせせらぎ／牧水（公園）／歴史／山並／田園／いやし／ふるさと	山並稜線／癒し／歴史／天領／石造り／夕陽／せせらぎ／清流／稲穂／橋／かすみ／朝霧／空気が澄んだ／光と影／マイナスイオンの世界
将来像	こころのふるさと	（検討中）	（検討中）

◇全体発表

最後に、各グループの代表者が、それぞれグループで話し合った内容を発表し、話し合った内容を協議会全体で共有しました。

◇まとめ

写真を使った景観資源の整理により、改めて牧水の里の景観の美しさを確認することができました。一方で、改善すべきことについても様々な意見が出されました。

景観づくりに取り組む範囲や景観づくりの将来像については、今回出された意見を踏まえ、事務局で案を検討したうえで、再度協議会で議論します。

今後、協議会では、この美しい景観を子供たちに伝え、後世に残していくために、どのような取り組みができるのかなどについて議論を重ね、景観計画を創り上げていきます。

メッセージ

本市では「景観づくり＝地域づくり」の基本方針のもと、今後とも牧水の里を含めた日向市全域において景観づくりに取り組んでいきます。

景観づくりには、地区の皆さんの意見や考えが大切です。お気軽にご意見をお寄せください。

お問合せ

牧水の里景観まちづくり協議会事務局
（日向市建設部まちづくり政策課内）
担　当：都市景観係
電　話：52－2111（内線２６１７）
E-mail：machi@hyugacity.jp

牧水の里景観づくり かわら版 （第４号）

平成 23 年 1 月
牧水の里景観まちづくり協議会　発行

第７回牧水の里景観まちづくり協議会を開催しました！

景観づくりのルールなどについて話し合いました！

平成 22 年 12 月 21 日（火）午後 7 時から、牧水公園ふるさとの家で『第 7 回牧水の里景観まちづくり協議会』を開催しました。坪谷・仲深の各区長をはじめ、22 名の協議会委員が参加しました。

今回は、『牧水の里の景観づくりのルールについて考えよう』というテーマのもと、３つのグループに分かれ、牧水の里の今ある景観を守り、よりよい景観にしていくために必要な景観づくりのルールなどについて活発に議論しました。

◇牧水の里の景観特性と課題・景観づくりの基本方針について

はじめに、前回の協議会で議論した内容をもとに事務局が整理した「牧水の里の景観特性と課題」「景観づくりの基本方針」について、全体で確認しました。

牧水の里の景観特性と課題

○牧水の里の景観特性と問題点

1）自然景観
○山々の稜線/水が澄んだ坪谷川/谷間に広がる田園/坪谷神社のクスノキ等
●河川の手入れが不十分/耕作放棄地の増加等

2）歴史・文化的景観
○歴史的な石橋・石積み/自然景観と調和した坪谷神社/農村集落たたずむ庚申塚等
●管理不足の石橋・地蔵・庭園/案内板が不十分等

3）生業・生活・社会基盤の景観
○陽に照らされた牧水像/集落の生業を伝える景観/石垣とコスモスが調和した景観等
●コンクリートの法面/電線・ガードレール/橋梁の色等

4）景観づくりの取り組み
○コスモスの植栽/手入れが行き届いている梅の木/ガーデニングによる沿道景観の形成等
●景観づくりの担い手不足等

○牧水の里の景観づくりの課題

1）自然環境と調和した生活環境の一体的な保全
2）牧水の里の貴重な景観資源の顕在化
3）景観資源の保全と地域づくりへの活用
4）景観づくりの取り組みの地域全体への波及

※協議会配布資料を編集

景観づくりの将来像と基本方針

○景観づくりの基本方針（景観法第８条第２項第２号に関する事項）

1）自然環境と生活環境が調和したまとまりのある農村景観の形成
2）観光振興や農業振興と連携した景観まちづくりの推進
3）景観づくりの体制構築と仲間づくりの推進

◇景観づくりのルールの必要性について

次に、景観づくりのルールについて議論するにあたり、牧水の里でなぜルールが必要なのか、ルールがない場合どのようなことが生じる恐れがあるのかなどについて、他都市での取り組みを交えながら事務局が説明し、ルールの必要性について理解を深めました。

牧水の里における景観づくりの現状

・牧水の里の美しい農村景観は、これまで、地域の暗黙のルールの中で守られてきたのではないでしょうか。

・一方で、牧水の里には景観づくりに関するルールがないため、牧水の里の景観になじまない形や派手な色の家や工作物なども自由に建てることが出来ます。
・また、土地の形を変えたり、木を切ったり、土などを積み上げたりする場合も、景観に配慮する義務はありません。
・そのため、もし牧水の里の景観になじまない建物が建ったりした場合でも、地域の皆さんや市がそれらの行為に対して景観に配慮するよう求めることが出来ません。

※協議会配布資料を編集

・牧水の里で景観の問題が生じた際に配慮を求めるため、また、牧水の里に相応しい美しい景観を創っていくため、景観づくりに関して何らかのルールを作っておく必要があるのではないでしょうか。

◇グループ討議１　牧水の里の景観づくりのルールについて

A～C のグループ別に分かれ、景観づくりのルールが必要な行為（①）とその規模（②）について議論しました。また、どんなルールが必要か（③）について議論しました。議論の結果を以下に示します。

景観づくりのルールが必要なもの ①行為	A	B	C	②規模 A	B	C
家を新築する・改築する	○	○	○	全て	100㎡	
工作物をつくる（擁壁・さく・門・塀・タンク・鉄柱など）	○	○	○	全て	3m	
土地の形を変える（開墾、土石の採取、鉱物の掘採など）	○	○	○	全て		
木を切ったり植えたりする		○	○			
土や砂利、廃棄物などを積み上げる		○	○			
照明を設置する						

③どんなルールが必要か	Aグループ			Bグループ		Cグループ		
項　目	全て 色	高さ ２階まで	場所の制限	色	対象は新築	色	基本色、推奨色と２段階にしては？	
ルールの程度・内容			周辺の建物との調和	派手でない 周辺と合う	ゆるやかなルール（厳しすぎると人が来ない）	赤・黄は目立つ	現状を基準にしてはどうか？	文章でゆるかやに表現
項　目	色	ブロック 高さ制限	植栽	細島と同様の考え		塀	石垣	
ルールの程度・内容		塀の種類				できる限り植栽（生垣）とする	できるだけ残すようにする	
項　目	高さ	緑化		他の届出 その整合	具体の規模（1ha or 1000㎡など）は要検討			
ルールの程度・内容				山を切った所は緑化				
項　目	規模			開発行為と同様		他の制度と連動させて		
ルールの程度・内容								
項　目	高さ			既に野積されている所がある。（西林山の麓）				
ルールの程度・内容								
項目 ルールの程度・内容								

◇グループ討議２　景観づくりに取り組む範囲について

牧水の里として一体的に景観づくりに取り組む範囲について、前回の協議会での意見を踏まえてさらに議論しました。

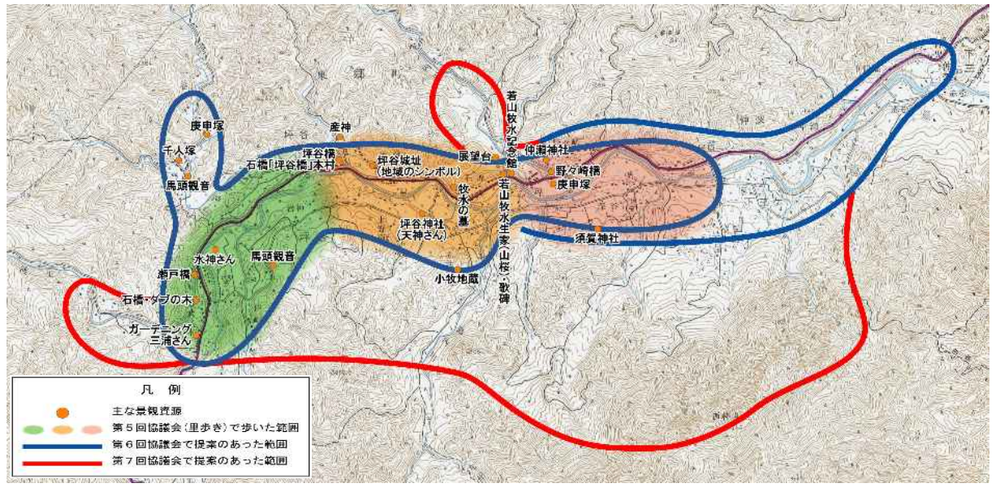

◇グループ討議３　景観づくりの将来像について

前回の協議会で出された将来像のキーワードをもとに、景観づくりの将来像について議論しました。

Aグループ	・文化が香る心のふるさと ・山ふところに抱かれた里　牧水の里 ・文化を学び自然に親しむ牧水の里
Bグループ	・山並みに郷愁そそる牧水の里
Cグループ	・やまなみと清流にいぶくやすらぎの里 ・山ひだとせせらぎに 牧水の歌がきこえるふる里 ・清き流れに映し出す山並み・稲穂・ ふるさとの心

◇全体発表

最後に、各グループの代表者が、それぞれグループで話し合った内容を発表し、話し合った内容を協議会全体で共有しました。

◇まとめ

- 景観づくりのルールについては、建築物や工作物、土地の形の変更に対してルールが必要であることが理解されました。一方で、ルールを適用する対象規模を限定してはどうか（100 ㎡以上の建築物や新築のみにしてはどうか等）といった意見などが出されました。
- 必要なルールについては、特に建築物や工作物の色や高さに対してルールが必要なのではないかといった意見などが出されました。
- 景観づくりに取り組む範囲については、景観資源が点在する場所（ホタルが飛び交う場所や保全すべき樹木が群生する西林山の山裾など）も範囲に含めるべきではないかといった意見などが出されました。
- 景観づくりの将来像については、山並みや清流、稲穂など自然的景観に関するキーワードや、牧水など文化的景観に関するキーワード、ふるさとや郷愁、やすらぎなど牧水の里の雰囲気を表すキーワードを盛り込んだ将来像が提案されました。

お問合せ

牧水の里景観まちづくり協議会事務局
（日向市建設部まちづくり政策課内）
担　当：都市景観係
電　話：52－2111（内線２６１７）
E-mail：machi@hyugacity.jp

牧水の里景観づくり かわら版 （第５号）

平成 23 年 5 月
牧水の里景観まちづくり協議会　発行

第８回牧水の里景観まちづくり協議会を開催しました！

景観づくりのアイデアなどについて話し合いました！

平成 23 年 2 月 17 日（木）午後 7 時から、牧水公園ふるさとの家で『第８回牧水の里景観まちづくり協議会』を開催しました。坪谷・仲深の各区長をはじめ、18 名の協議会委員が参加しました。

第 8 回協議会では、事務局が作成した景観計画案を確認するとともに、景観づくりの将来像や取り組み体制、身近なところからはじめる景観づくりのアイデアなどについて、活発に議論しました。

第９回牧水の里景観まちづくり協議会を開催しました！

牧水の里景観計画の協議会案を確認しました！

平成 23 年 3 月 24 日（木）午後 6 時から、牧水公園ふるさとの家で『第 9 回牧水の里景観まちづくり協議会』を開催しました。坪谷・仲深の各区長をはじめ、16 名の協議会委員が参加しました。

第 9 回協議会では、第８回協議会で出された意見を踏まえて修正した景観計画の協議会案を確認しました。

坪谷区･仲深区で、景観計画案の報告会を開催しました！

牧水の里景観計画の協議会案を確認しました！

平成 23 年 4 月 26 日及び 28 日に坪谷区・仲深区で、景観計画（協議会案）の説明会を行いました。今後は、説明会で出されたご意見やパブリックコメントの結果を踏まえて、日向市景観審議会で審議を行う予定です。

協 議 結 果

◇景観づくりの将来像について

第７回協議会で出された意見をもとに、 第 8 回協議会において協議会として一つの将来像に取りまとめました。

	第７回協議会で出された将来像	キーワードを紐解くと… 資源を表す言葉	雰囲気を表す言葉	場所を表す言葉
A グループ	・文化が香る心のふるさと ・山ふところに抱かれた里　牧水の里 ・文化を学び自然に親しむ牧水の里	文化 山ふところ 文化を学び 自然に親しむ	香る　心のふるさと 抱かれた	 里　牧水の里 牧水の里
B グループ	・山並みに郷愁そそる牧水の里	山並み	郷愁そそる	牧水の里
C グループ	・やまなみと清流にいぶくやすらぎの里 ・山ひだとせせらぎに牧水の歌がきこえるふる里 ・清き流れに映し出す山並み・稲穂・ふるさとの心	やまなみ　清流 山ひだ　せせらぎ 牧水の歌 清き流れ　山並み 稲穂	いぶく　やすらぎ きこえる 映し出す ふるさとの心	里 ふる里

【第８回協議会で出された主な意見】
- 「やまなみ」はひらがなの方が優しい雰囲気がある
- 「いぶく」は風が吹くイメージ
- 「山ひだ」だと、「ひだ」の部分の響きがきつい
- 「ふるさと」だと場所が分かりづらい

【景観づくりの将来像（案）】

やまなみと清流にいぶく牧水の里

◇景観づくりに取り組む範囲（景観計画区域）について

これまでの協議会で出された意見をもとに事務局案を作成し、第 8 回協議会において意見交換を行いました。

【第８回協議会で出された主な意見】
- 坪谷の平田地区だけが景観計画区域から外れてしまうので、景観計画区域に含めた方が良い。
- 尾鈴山は区域に含めないのか？
  →（事務局回答）尾鈴山の頂は都農町と木城町にまたがっており、今回は行政区堺を基準にした。

第９回協議会において、平田地区を景観計画区域に含めることを確認しました。

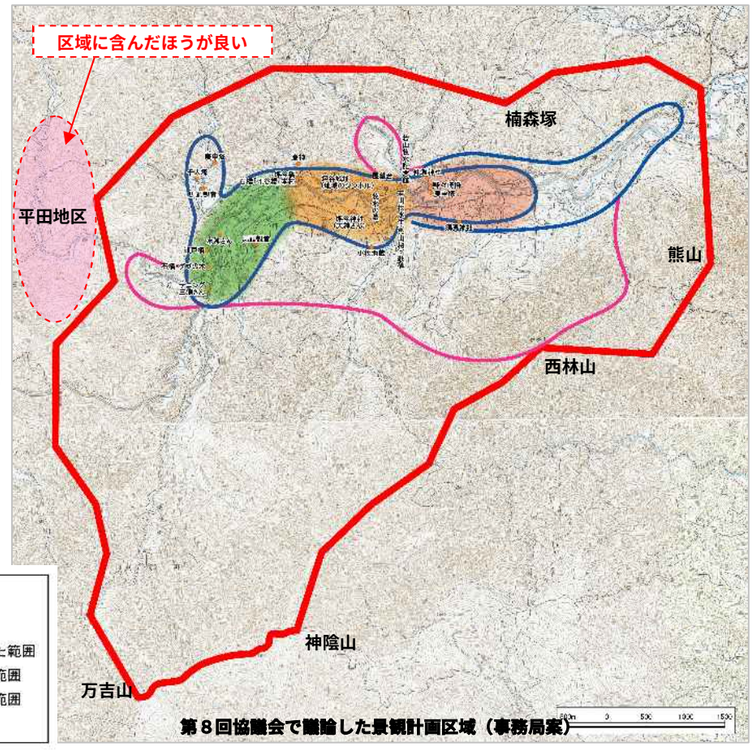

第８回協議会で議論した景観計画区域（事務局案）

◇景観づくりのルール（景観形成基準）について

届出対象行為（建築物の新築等）に対して適用される景観形成基準について、これまでの協議会で出された意見をもとに事務局案を作成し、第 8 回協議会において意見交換を行いました。

○建築物・工作物の景観形成基準（事務局案）：一部抜粋

<table>
<tr><th colspan="2">項　目</th><th>景観づくりのルールの内容（景観形成基準）</th></tr>
<tr><td rowspan="2">建築物・工作物本体について</td><td>色　彩</td><td>○周囲の色彩と調和した色彩とする。
○広い面積を占める基調色は、マンセル表色系で示す以下の基準を超えないこと。ただし、素材色は適用外とする。
<table>
<tr><th>色　相</th><th>明　度</th><th>彩　度</th></tr>
<tr><td rowspan="2">5R～4.9YR
（赤系～黄赤系の色）</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>3 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">5YR～5Y
（黄赤系～黄系の色）</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>4 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他</td><td>4 以上 8 未満の場合</td><td>2 以下</td></tr>
<tr><td>8 以上の場合</td><td>1 以下</td></tr>
</table>
○屋根の色は無彩色を基調とし、周辺の自然景観に配慮した低明度、低彩度の色彩の使用に努める。</td></tr>
<tr><td>高　さ</td><td>○周辺の地形等と調和した高さにする。
○牧水生家裏の展望台、牧水公園の展望台、国道その他地域内の道路等からの眺望を阻害しないような高さとし、できる限り２階建て以下もしくは同程度以下の高さに抑えるようにする。</td></tr>
</table>

※色彩や高さのほか、形態意匠や壁面の位置などの基準についても協議会で確認しました。

【協議会で出された主な意見】
- トタンは、青色と茶色を一般的に使用している。事務局案に適合する色彩のトタンの対応が難しいのではないか？
  対応が可能であれば、事務局案の基準が望ましい。

トタンの色彩について、青色は基準を満たさないこと、茶色は基準を満たすことを確認した上で、事務局案を採用することにしました。また、基準の表現を分かりやすくし、第 9 回協議会で確認しました。

≪参考≫色彩の基礎知識：マンセル表色系の解説

- **「マンセル表色系」**とは色を客観的に表現する方法の一つであり、**「色相（色合い）」「明度（明るさ）」「彩度（鮮やかさ）」**という３つの組み合わせで構成されています。
- **「色相」**は 10 種類の基本色（赤(R)・黄赤(YR)・黄(Y)・黄緑(GY)・緑(G)・青緑(BG)・青(B)・青紫(PB)・紫(P)・赤紫(RP)）とその度合いを表す 0 から 10 までの数値を組み合わせて表記します。無彩色は N（ニュートラル）と表記します。
- **「明度」**は明るさの度合いを 0 から 10 の数値で表記します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなります。
- **「彩度」**は鮮やかさの度合いを 0 から 16 程度の数値で表記します。穏やかな色ほど数値が小さく、鮮やかな色ほど数値が大きくなります。白や黒、グレーなど無彩色の彩度は 0 になります。
- 色相により、明度や彩度は異なります。

マンセル値の表し方

5R 4 / 10
色相 明度 彩度
（5 アール 4 の 10）

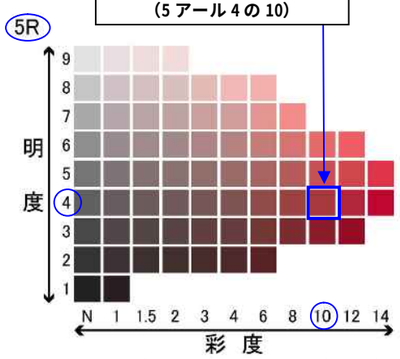

▲明度・彩度の分布図（５R）

◇景観づくりのアイデアについて

第８回協議会において、牧水の里の景観資源を活かし、地域住民が中心となってこれからどのような景観づくりに取り組んでいくのかについて、グループに分かれアイデアを出し合いました。出されたアイデアは適宜景観計画案に反映させました。

	景観づくりのアイデア	取り組みの概要	取り組む上での課題
A グループ	・座談会（サロン）の開催 ・マップづくり（これまでの意見の活用） ・清掃活動の継続 ・ホタルの生育環境を守る ・道路沿いを花いっぱい	・社協とかで良い点、悪い点をＷＳ形式で ・まずは知ってもらう（特に地域の人に） ・散策マップをバージョンアップする	－
B グループ	・花 ・コスモス ・彼岸花を植える ・桜 ・クリーン作戦 ・牧水についての学習 ・牧水ウォーク	・沿道に植える	・種代が高い ・球根、堀りが大変 ・植える場所 ・耕作放棄地がないところもある

◇景観づくりの推進体制について

第８回協議会において、景観づくりを今後どのような体制で進めていくのか、また、景観まちづくり協議会を今後どのようにしていくのか等について、グループに分かれ意見交換をしました。

（Ａグループで出された意見）

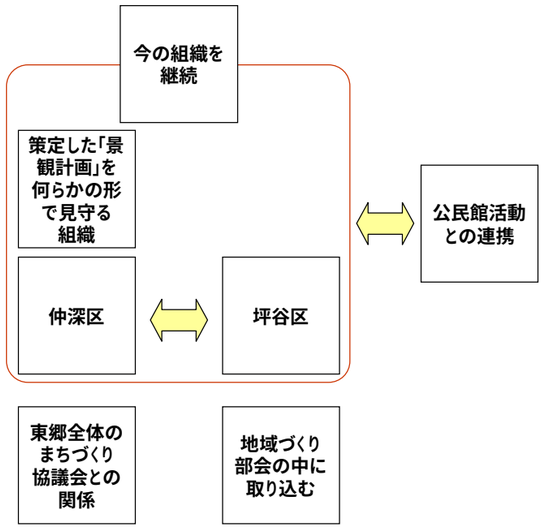

（Ｂグループで出された意見）

○協議会の今後について
⇒協議会を今後継続させるのかどうか？
- 継続する
- 今ある公民館の組織・部会の人＋興味のある人が参加
  （自治活動、女性、地域づくり、生活福祉、防災部会などの参加）
- ＰＴＡなどにも参加を呼びかける
- 公民館単位で活動
- 取り組みは合同でやる

○協議会のメンバーについて
⇒メンバーはどうするのか？
- 地域づくり部会を含めてはどうか？

○行政との関係について
⇒行政からどのような支援や協力が必要なのか？
- 情報提供をしてほしい
- 行政→区に移行する
- 行政にも参加して欲しい

メッセージ

平成 21 年度より約 2 年をかけて検討を進めてきた景観計画ができあがりつつありますが、これからが景観づくりの本番です。「やまなみと清流にいぶく牧水の里」の実現に向け、今後も皆さんのご協力をよろしくお願いします。

お問合せ

牧水の里景観まちづくり協議会事務局
（日向市建設部まちづくり政策課内）
担　当：都市景観係
電　話：52－2111（内線２６１７）
E-mail：machi@hyugacity.jp

写

参考５

発　日　ま　第４４号
平成２３年　５月２６日

日向市景観審議会
　会長　出口　近士　様

日向市長　黒木　健二

牧水の里景観計画の策定について（諮問）

日向市景観条例第２７条第２項第２号の規定により、下記案件についてご審議いただきますよう諮問いたします。

記

議案第１号　牧水の里景観計画の策定について

文書取扱：日向市建設部まちづくり政策課

写

参考６

発　日　ま　第７４号
平成２３年　７月２０日

日向市長　黒木　健二　様

日向市景観審議会
会長　出口　近士

牧水の里景観計画の策定について（答申）

平成２３年５月２６日付け発日ま第４４号で諮問のありました牧水の里景観計画の策定について、日向市景観条例第２７条第２項に基づき審議を行った結果、本計画（案）のとおりとすることを適当と認めます。

なお、本計画の実施にあたっては、下記の事項を十分配慮し、良好な景観の形成に積極的に取り組まれるよう要望します。

記

１．多様な手法を用いて、本計画の内容を市民や事業者に広く周知するように努めること。

２．地元住民と行政が連携して、地域の特性に合った景観づくりに取り組んでいくこと。

文書取扱：日向市景観審議会事務局

おわりに

「牧水の里景観計画～やまなみと清流にいぶく牧水の里～」は、牧水の里の住民が、日ごろの生活の中で育んできた自然や歴史、文化、生業などの景観資源を、これからどのように守り、どのような方法で景観まちづくりに活かし、どのような形で住む人・訪れる人にその魅力を伝えていくのか、という視点でとりまとめました。

今後は、この計画に示した「牧水の里が目指す景観づくりの将来像」をまずは地域全体で共有するとともに、地域住民一人ひとりが牧水の里の景観に誇りを持ち、その魅力を訪れる人や次の世代への「心」のなかに語り継いでいくことが重要になります。

また、将来像の実現に向け、地域住民が中心となり、身近なところから景観づくりに取り組んでいくことも必要になります。

風景百年、風土千年といわれますが、美しい景観は一朝一夕で創られるものではありません。牧水の里における景観づくりは、この計画が出来上がってからがスタートです。地域住民をはじめ、牧水の里に関わる様々な人々の協力のもと、この魅力ある牧水の里の景観をよりよい景観資源へと磨き上げ、「心に残る地域の宝」にしていきましょう。

牧水の里景観計画

～ やまなみと清流にいぶく牧水の里 ～